

別紙 1－1

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）（抄）【平成三十年四月一日施行（予定）】
（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表 1 訪問介護費 イ 身体介護が中心である場合 (1) 所要時間20分未満の場合 165単位 (2) 所要時間20分以上30分未満の場合 <u>248単位</u> (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>394単位</u> (4) 所要時間1時間以上の場合 <u>575単位</u>に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>83単位</u>を加算した単位数 ロ 生活援助が中心である場合 (1) 所要時間20分以上45分未満の場合 <u>181単位</u> (2) 所要時間45分以上の場合 <u>223単位</u> ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 <u>98単位</u> 注1 指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号に規定する厚生労働大臣が定める者（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号。注10において「居宅介護従業者基準」という。）第1条第3号、第8号及び第13号に規定する者を除く。）が指定訪問介護（指定居宅サービス基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、65歳に達	別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表 1 訪問介護費 イ 身体介護が中心である場合 (1) 所要時間20分未満の場合 165単位 (2) 所要時間20分以上30分未満の場合 <u>245単位</u> (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>388単位</u> (4) 所要時間1時間以上の場合 <u>564単位</u>に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに<u>80単位</u>を加算した単位数 ロ 生活援助が中心である場合 (1) 所要時間20分以上45分未満の場合 <u>183単位</u> (2) 所要時間45分以上の場合 <u>225単位</u> ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 <u>97単位</u> 注1 <u>利用者に対して、</u>指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、指定訪問介護（指定居宅サービス基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問介護計画（指定居宅サービス基準第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

した日の前日において、当該指定訪問介護事業所において事業を行う事業者が指定居宅介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第4条第1項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。注10において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。注10において同じ。）の事業を行う事業所において、指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスを利用していた者に限る。）に対して、指定訪問介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問介護計画（指定居宅サービス基準第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

- 2 イについては、訪問介護員等（介護福祉士、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者及び介護保険法施行令第3条第1項第2号に規定する者に限る。注4において同じ。）が、身体介護（利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。）が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定する。なお、身体介護が中心である指定訪問介護の所要時間が20分未満である場合は、イ(1)の所定単位数を、身体介護が中心である指定訪問介護の所要時間が20分未満であって、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第

- 2 イについては、身体介護（利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。）が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定する。なお、身体介護が中心である指定訪問介護の所要時間が20分未満である場合は、イ(1)の所定単位数を、身体介護が中心である指定訪問介護の所要時間が20分未満であって、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）に届け出た指定訪問介護事業所において、別に厚生労働

252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）に届け出た指定訪問介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して行われる場合は、イ(1)の所定単位数を当該算定月における1月当たりの訪問介護費を指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）の別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のイ(1)のうち当該利用者の要介護状態区分に応じた所定単位数を限度として、それぞれ算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費の注2の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 利用者又はその家族等から電話等による連絡があった場合に、常時対応できる体制にあること。

ロ 指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）に係る指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）が次のいずれかに該当すること。

(1) 当該指定訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四

労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して行われる場合は、イ(1)の所定単位数を当該算定月における1月当たりの訪問介護費を指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）の別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のイ(1)のうち当該利用者の要介護状態区分に応じた所定単位数を限度として、それぞれ算定する。

号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。) 第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。) の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施していること。

- (2) 当該指定訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受けようとする計画を策定していること(当該指定訪問介護事業者については、要介護状態区分が要介護三、要介護四又は要介護五である者に対して指定訪問介護(指定居宅サービス等基準第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)を行うものに限る。))。

3・4 (略)

- 5 身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間20分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行った場合(イ(1)の所定単位数を算定する場合を除く。)は、イの所定単位数にかかわらず、イの所定単位数に当該生活援助が中心である指定訪問介護の所要時間が20分から計算して25分を増すごとに66単位(198単位を限度とする。)を加算した単位数を算定する。

- 6 別に厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者(指定居宅サービス基準第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)を配置している指定訪問介護事業所において、指定訪問介護を行った場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者の内容は次のとおり。

指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注6の厚生

3・4 (略)

- 5 身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間20分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行った場合(イ(1)の所定単位数を算定する場合を除く。)は、イの所定単位数にかかわらず、イの所定単位数に当該生活援助が中心である指定訪問介護の所要時間が20分から計算して25分を増すごとに67単位(201単位を限度とする。)を加算した単位数を算定する。

- 6 別に厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者(指定居宅サービス基準第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)を配置している指定訪問介護事業所(平成30年3月31日までの間は、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所を除く。)において、指定訪問介護を行った場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

労働大臣が定めるサービス提供責任者

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十二條の二十三第一項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者（厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成二十四年厚生労働省告示第百十八号）に規定する者を除く。）

（削る）

7～9 （略）

10 共生型居宅サービス（指定居宅サービス基準第2条第7号に規定する共生型居宅サービスをいう。以下同じ。）の事業を行う指定居宅介護事業者（指定障害福祉サービス等基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）が当該事業を行う事業所（以下この注において「共生型居宅サービスを行う指定居宅介護事業所」という。）において、居宅介護従業者基準第1条第4号、第9号、第14号又は第19号から第21号までに規定する者が共生型訪問介護（指定居宅サービス基準第39条の2に規定する共生型訪問介護をいう。以下この注において同じ。）

7 指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であって同項に規定する都道府県知事の登録を受けたものに限る。以下この注並びに訪問入浴介護費の注4、訪問看護費の注3及び訪問リハビリテーション費の注2において同じ。）若しくは指定訪問介護事業所と同一建物に居住する利用者又は指定訪問介護事業所における一月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

8～10 （略）
（新設）

）を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定し、共生型居宅サービスを行う指定居宅介護事業所において、居宅介護従業者基準第1条第5号、第10号又は第15号に規定する者が共生型訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定し、共生型居宅サービスの事業を行う重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所において共生型訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定する。

11 指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問介護事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

12～16 （略）

ニ （略）

ホ 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算(I) 100単位

(2) 生活機能向上連携加算(II) 200単位

注1 (1)について、サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所（指定居宅サービス基準第76条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）

（新設）

11～15 （略）

ニ （略）

ホ 生活機能向上連携加算

100単位

（新設）

（新設）

注 利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所（指定居宅サービス基準第76条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又は指定通所リハビリテーシ

定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下注2及び特定施設入居者生活介護費の注6において同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行ったときは、初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

2 (2)について、利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス基準第75条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス基準第110条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行ったときは、初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない

へ 介護職員処遇改善加算

ン事業所（指定居宅サービス基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス基準第75条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）又は指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス基準第110条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合であって、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行ったときは、初回の当該指定訪問介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。

へ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(5) (略)

2 訪問入浴介護費

イ 訪問入浴介護費 1,250単位

注 1～3 (略)

4 指定訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問入浴介護事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問入浴介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

5～8 (略)

ロ (略)

ハ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(5) (略)

2 訪問入浴介護費

イ 訪問入浴介護費 1,234単位

注 1～3 (略)

4 指定訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問入浴介護事業所と同一建物に居住する利用者又は指定訪問入浴介護事業所における一月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

5～8 (略)

ロ (略)

ハ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金

の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イ及びロにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数

(2)～(5) (略)

3 訪問看護費

イ 指定訪問看護ステーションの場合

- | | |
|---------------------------------------|---------|
| (1) 所要時間20分未満の場合 | 311単位 |
| (2) 所要時間30分未満の場合 | 467単位 |
| (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 | 816単位 |
| (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 | 1,118単位 |
| (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合（1回につき） | 296単位 |

ロ 病院又は診療所の場合

- | | |
|--------------------------|-------|
| (1) 所要時間20分未満の場合 | 263単位 |
| (2) 所要時間30分未満の場合 | 396単位 |
| (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 | 569単位 |
| (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 | 836単位 |

ハ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合

2,935単位

注1 イ及びロについて、通院が困難な利用者（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者並びに精神科訪問看護・指導料（診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）の第2章第8部区分番号I012に掲げる精神科

の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、指定訪問入浴介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからロまでにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数

(2)～(5) (略)

3 訪問看護費

イ 指定訪問看護ステーションの場合

- | | |
|---------------------------------------|---------|
| (1) 所要時間20分未満の場合 | 310単位 |
| (2) 所要時間30分未満の場合 | 463単位 |
| (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 | 814単位 |
| (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 | 1,117単位 |
| (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合（1回につき） | 302単位 |

ロ 病院又は診療所の場合

- | | |
|--------------------------|-------|
| (1) 所要時間20分未満の場合 | 262単位 |
| (2) 所要時間30分未満の場合 | 392単位 |
| (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 | 567単位 |
| (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 | 835単位 |

ハ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合

2,935単位

注1 イ及びロについて、通院が困難な利用者（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者を除く。以下この号において同じ。）に対して、その主治の医師の指示（指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス基準第60条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）

訪問看護・指導料をいう。）及び精神科訪問看護基本療養費（訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）別表の区分番号01－2の精神科訪問看護基本療養費をいう。）に係る訪問看護の利用者を除く。以下この号において同じ。）に対して、その主治の医師の指示（指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス基準第60条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）にあっては、主治の医師が交付した文書による指示。以下この号において同じ。）及び訪問看護計画書（指定居宅サービス基準第70条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下同じ。）に基づき、指定訪問看護事業所（指定居宅サービス基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業所をいう。以下同じ。）の保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士（以下「看護師等」という。）が、指定訪問看護（指定居宅サービス基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問看護計画書に位置付けられた内容の指定訪問看護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。ただし、イ(1)又はロ(1)の単位数については、指定訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている指定訪問看護事業所であって、居宅サービス計画又は訪問看護計画書の中に20分以上の指定訪問看護が週1回以上含まれている場合に算定し、准看護師が指定訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。また、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この注において「理学療法士等」という。）が指定訪問看護を行った場合は、イ(5)の所定単位数を算定することとし、理学療法士等が1日に2回を超えて指定訪問看護を行った場合、1回につき100分の90に相当する単位数を算定する。

2 （略）

にあっては、主治の医師が交付した文書による指示。以下この号において同じ。）及び訪問看護計画書（指定居宅サービス基準第70条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下同じ。）に基づき、指定訪問看護事業所（指定居宅サービス基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業所をいう。以下同じ。）の保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士（以下「看護師等」という。）が、指定訪問看護（指定居宅サービス基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問看護計画書に位置付けられた内容の指定訪問看護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。ただし、イ(1)又はロ(1)の単位数については、指定訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている指定訪問看護事業所であって、居宅サービス計画又は訪問看護計画書の中に20分以上の指定訪問看護が週1回以上含まれている場合に算定し、准看護師が指定訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。この場合において、イ(5)について、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1日に2回を超えて指定訪問看護を行った場合、1回につき100分の90に相当する単位数を算定する。

2 （略）

(削る)

3 (略)

4 イ及びロについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす場合であって、同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して指定訪問看護を行ったとき又は看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して指定訪問看護を行ったときは、複数名訪問加算として、次に掲げる区分に応じ、1回につきそれぞれの単位数を所定単位数に加算する。

(1) 複数名訪問加算Ⅰ

(イ) 複数の看護師等が同時に所要時間30分未満の指定訪問看護を行った場合 254単位

(ロ) 複数の看護師等が同時に所要時間30分以上の指定訪問看護を行った場合 402単位

(2) 複数名訪問加算Ⅱ

(イ) 看護師等が看護補助者と同時に所要時間30分未満の指定訪問看護を行った場合 201単位

(ロ) 看護師等が看護補助者と同時に所要時間30分以上の指定訪問看護を行った場合 317単位

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注4の厚生労働大臣が定める基準

同時に複数の看護師等により指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第五十九条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）を行うこと又は看護師等が看護補助者と同時に指定訪問看護を行

3 イ及びロについて、指定訪問看護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問看護事業所と同一建物に居住する利用者又は指定訪問看護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

4 (略)

5 イ及びロについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす場合であって、同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して指定訪問看護を行ったときは、次に掲げる区分に応じ、1回につきそれぞれの単位数を所定単位数に加算する。

(1) 所要時間30分未満の場合

254単位

(2) 所要時間30分以上の場合

402単位

うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当するとき

イ 利用者の身体的理由により一人の看護師等による指定訪問看護が困難と認められる場合

ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

ハ その他利用者の状況等から判断して、イ又はロに準ずると認められる場合

5 (略)

6 指定訪問看護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問看護事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定訪問看護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定訪問看護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定訪問看護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

7～9 (略)

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡できる体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合には、緊急時訪問看護加算として1月につき574単位を所定単位

6 (略)

(新設)

7～9 (略)

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡できる体制にあつて、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合は、緊急時訪問看護加算として1月につき540単位を所定単位数に加算し、

数に加算し、指定訪問看護を担当する医療機関（指定居宅サービス基準第60条第1項第2号に規定する指定訪問看護を担当する医療機関をいう。）が、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合には、緊急時訪問看護加算として1月につき315単位を所定単位数に加算する。

11・12 （略）

13 イ及びロについて、指定訪問看護を利用しようとする者の主治の医師（介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。）が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日から14日間に限って、訪問看護費は、算定しない。

14 ハについて、指定訪問看護を利用しようとする者の主治の医師（介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。）が、当該利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日数に応じて、1日につき97単位を所定単位数から減算する。

15 （略）

ニ （略）

ホ 退院時共同指導加算 600単位

注 病院、診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）が、退院時共同指導（当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供することをいう。）を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の指定訪問看護を行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする利用者については、2回）に限り、所定単

指定訪問看護を担当する医療機関（指定居宅サービス基準第60条第1項第2号に規定する指定訪問看護を担当する医療機関をいう。）が、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合は、緊急時訪問看護加算として1月につき290単位を所定単位数に加算する。

11・12 （略）

13 イ及びロについて、指定訪問看護を利用しようとする者の主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く。）が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日から14日間に限って、訪問看護費は、算定しない。

14 ハについて、指定訪問看護を利用しようとする者の主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く。）が、当該利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日数に応じて、1日につき97単位を所定単位数から減算する。

15 （略）

ニ （略）

ホ 退院時共同指導加算 600単位

注 病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）が、退院時共同指導（当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所又は介護老人保健施設の主治の医師その他の職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供することをいう。）を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の指定訪問看護を行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする利用者については、2回）に限り、所定単位数を加算する。ただし、ニの初回加算を

位数を加算する。ただし、ニの初回加算を算定する場合は、退院時共同指導加算は算定しない。

へ (略)

ト 看護体制強化加算

注 イ及びロについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない

。

(1) 看護体制強化加算(I) 600単位

(2) 看護体制強化加算(Ⅱ) 300単位

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

訪問看護費における看護体制強化加算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 看護体制強化加算(I)

(1) 算定日が属する月の前六月間において、指定訪問看護事業所（指定居宅サービス等基準第六十条第一項に規定する指定訪問看護事業所をいう。以下同じ。）における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算（指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注10に係る加算をいう。）を算定した利用者の占める割合が百分の五十以上であること。

(2) 算定日が属する月の前六月間において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算（指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注11に係る加算をいう。）を算定した利用者の占める割合が百分の三十以上であること。

(3) 算定日が属する月の前十二月間において、指定訪問看護事

算定する場合は、退院時共同指導加算は算定しない。

へ (略)

ト 看護体制強化加算

300単位

注 イ及びロについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

業所におけるターミナルケア加算（指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注12に係る加算をいう。ロ(2)において同じ。）を算定した利用者が五名以上であること。

ロ 看護体制強化加算(Ⅱ)

- (1) イ(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (2) 算定日が属する月の前十二月間において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が一名以上であること。

チ （略）

4 訪問リハビリテーション費

イ 訪問リハビリテーション費（1回につき） 290単位

注1 通院が困難な利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている当該事業所の医師の指示に基づき、指定訪問リハビリテーションを行った場合に算定する。

- 2 指定訪問リハビリテーション事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問リハビリテーション事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定訪問リハビリテーション事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定訪問リハビリテーション事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定訪問リハビリテーション事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に

チ （略）

4 訪問リハビリテーション費

イ 訪問リハビリテーション費（1回につき） 302単位

注1 通院が困難な利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、指定訪問リハビリテーションを行った場合に算定する。

- 2 指定訪問リハビリテーション事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問リハビリテーション事業所と同一建物に居住する利用者又は指定訪問リハビリテーション事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

相当する単位数を算定する。

3 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定訪問リハビリテーション事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問リハビリテーションを行った場合は、特別地域訪問リハビリテーション加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定訪問リハビリテーション事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。
指定訪問リハビリテーションにおける指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問リハビリテーション費の注4に係る施設基準
一月当たり延べ訪問回数が三十回以下の指定訪問リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準第七十六条第一項に規定する指定訪問リハビリテーション事業所をいう。）であること。

5・6 （略）

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が協働し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、リハビリテーションマネジメント加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する

（新設）

（新設）

3・4 （略）

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が協働し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、リハビリテーションマネジメント加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただ

。ただし、リハビリテーションマネジメント加算Ⅳについては
3月に1回を限度として算定することとし、次に掲げるいずれ
かの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の
加算は算定しない。

イ	リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ	<u>230単位</u>
ロ	リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ	<u>280単位</u>
ハ	リハビリテーションマネジメント加算Ⅲ	<u>320単位</u>
ニ	リハビリテーションマネジメント加算Ⅳ	<u>420単位</u>

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

訪問リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算の基準

イ リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ 次に掲げる基準の
 いずれにも適合すること。

(1) 訪問リハビリテーション計画（指定居宅サービス等基準第
 八十一条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画をい
 う。以下同じ。）の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じ
 て当該計画を見直していること。

(2) 指定訪問リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等
 基準第七十六条第一項に規定する指定訪問リハビリテーショ
 ン事業所をいう。以下同じ。）の理学療法士、作業療法士又
 は言語聴覚士が、介護支援専門員（法第七条第五項に規定す
 る介護支援専門員をいう。以下同じ。）を通じて、指定訪問
 介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る
 従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上
 の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

(3) 指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、指定訪問リ
ハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士
、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リ
ハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション

し、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては
 、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ	リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ	<u>60単位</u>
ロ	リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ	<u>150単位</u>
	(新設)	
	(新設)	

開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか一以上の指示を行うこと。

- (4) (3)における指示を行った医師又は当該指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、当該指示の内容が(3)に掲げる基準に適合するものであると明確にわかるように記録すること。

ロ リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イ(3)及び(4)に掲げる基準に適合すること。
- (2) リハビリテーション会議（指定居宅サービス等基準第八十条第五号に規定するリハビリテーション会議をいう。以下同じ。）を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員（同号に規定する構成員という。以下同じ。）と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録すること。
- (3) 訪問リハビリテーション計画について、当該計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、説明した内容等について医師へ報告すること。
- (4) 三月に一回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、訪問リハビリテーション計画を見直していること。
- (5) 指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行うこと。
- (6) 以下のいずれかに適合すること。

(一) 指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、居宅サービス計画（法第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）に位置付けた指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者と指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準第七十五条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。

(二) 指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、その家族に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。

(7) (1)から(6)までに掲げる基準に適合することを確認し、記録すること。

ハ リハビリテーションマネジメント加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) ロ(1)、(2)及び(4)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) 訪問リハビリテーション計画について、当該指定訪問リハビリテーション事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。

(3) (1)及び(2)に掲げる基準に適合することを確認し、記録すること。

ニ リハビリテーションマネジメント加算Ⅳ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) ハ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) 指定訪問リハビリテーション事業所における訪問リハビリ

テーション計画書等の内容に関するデータを、厚生労働省に提出していること。

8 指定訪問リハビリテーションを利用しようとする者の主治の医師（介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。）が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、その指示の日から14日間に限って、訪問リハビリテーション費は算定しない。

9 （略）

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、当該指定訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行っていない利用者に対して、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき20単位を所定単位数から減算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

指定訪問リハビリテーション事業所の医師による診療を行わずに利用者に対して指定訪問リハビリテーションを行った場合の減算に係る基準

イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定訪問リハビリテーション事業所の利用者が、当該事業所とは別の医療機関の医師による計画的な医学的管理を受けている場合であって、当該事業所の医師が、計画的な医学的管理を行っている医師から、当該利用者に関する情報の提供を受けていること。

(2) 当該計画的な医学的管理を行っている医師が適切な研修の修了等をしていること。

(3) 当該情報の提供を受けた指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、当該情報を踏まえ、訪問リハビリテーション計

6 指定訪問リハビリテーションを利用しようとする者の主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く。）が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、その指示の日から14日間に限って、訪問リハビリテーション費は算定しない。

7 （略）

（新設）

画を作成すること。

- ロ イの規定に関わらず、平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に、イ(1)及び(3)に掲げる基準に適合する場合には、同期間に限り、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問リハビリテーション費の注10を算定できるものとする

。

- ロ 社会参加支援加算 17単位
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、リハビリテーションを行い、利用者の社会参加等を支援した場合は、社会参加支援加算として、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の末日が属する年度の次の年度内に限り、1日につき所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

訪問リハビリテーション費における社会参加支援加算の基準

イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 評価対象期間において指定訪問リハビリテーションの提供を終了した者（以下「訪問リハビリテーション終了者」という。）のうち、指定通所介護（指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）、指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準第百十条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）、指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準第四十一条に規定する指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）、指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能

- ロ 社会参加支援加算 17単位
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、リハビリテーションを行い、利用者の社会参加等を支援した場合は、社会参加支援加算として、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の末日が属する年度の次の年度内に限り、1日につき所定単位数を加算する。

型居宅介護をいう。第五十四号において同じ。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第一百七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。第七十九号ロにおいて同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第百十六条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定介護予防認知症対応型通所介護（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第四条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十三条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）
、法第百十五の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業その他社会参加に資する取組（以下「指定通所介護等」という。）を実施した者の占める割合が、百分の五を超えていること。

(2) (略)

ロ (略)

ハ (略)

5 居宅療養管理指導費

イ 医師が行う場合

(1) 居宅療養管理指導費(I)

(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合

507単位

ハ (略)

5 居宅療養管理指導費

イ 医師が行う場合

(1) 居宅療養管理指導費(I)

(一) 同一建物居住者以外の者に対して行う場合

503単位

(二) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	483単位
(三) (一)及び(二)以外の場合	442単位
(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ)	
(一) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合	294単位
(二) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合	284単位
(三) (一)及び(二)以外の場合	260単位
注 1 <u>在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所（指定居宅サービス基準第85条第 1 項に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下同じ。）の医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供（利用者の同意を得て行うものに限る。以下同じ。）並びに利用者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建築物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の医師が、同一月に訪問診療、往診又は指定居宅療養管理指導（指定居宅サービス基準第84条に規定する指定居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）を行っているものをいう。）の人数に従い、所定単位数を 1 月に 2 回を限度として、所定単位数を算定する。</u>	
2 (1)については(2)を算定する場合以外の場合に、(2)については医科診療報酬点数表の在宅時医学総管理料又は施設入居時等医学総管理料を算定する利用者に対して、医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要	

(二) 同一建物居住者に対して行う場合	452単位
(新設)	
(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ)	
(一) 同一建物居住者以外の者に対して行う場合	292単位
(二) 同一建物居住者に対して行う場合	262単位
(新設)	
注 1 (1)(一)及び(2)(一)については在宅の利用者（当該利用者と同一建物に居住する他の利用者に対して指定居宅療養管理指導事業所（指定居宅サービス基準第85条第 1 項に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下同じ。）の医師が同一日に訪問診療、往診又は指定居宅療養管理指導（指定居宅サービス基準第84条に規定する指定居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）を行う場合の当該利用者（以下この注 1 において「同一建物居住者」という。）を除く。）であって通院が困難なものに対して、(1)(二)及び(2)(二)については在宅の利用者（同一建物居住者に限る。）であって通院が困難なものに対して、当該指定居宅療養管理指導事業所の医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供（利用者の同意を得て行うものに限る。以下同じ。）並びに利用者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、1 月に 2 回を限度として算定する。	
2 (1)については(2)を算定する場合以外の場合に、(2)については診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）の在宅時医学総管理料又は施設入居時等医学総管理料を算定する利用者に対して、医師が、当該利用者の居宅を訪問して	

な情報提供を行った場合に、所定単位数を算定する。

3 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅療養管理指導事業所の医師が指定居宅療養管理指導を行った場合は、特別地域居宅療養管理指導加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定居宅療養管理指導事業所の医師が指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。

指定居宅療養管理指導における指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注4、ロ(1)から(3)までの注3、ハ(1)及び(2)の注4、ニ(1)から(3)までの注3並びにホ(1)から(3)までの注3に係る施設基準

イ 医師が行う指定居宅療養管理指導の場合にあっては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。

ロ 歯科医師が行う指定居宅療養管理指導の場合にあっては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。

ハ 薬剤師が行う指定居宅療養管理指導の場合にあっては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。

ニ 管理栄養士が行う指定居宅療養管理指導の場合にあっては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。

行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合に、所定単位数を算定する。

(新設)

(新設)

ホ 歯科衛生士等が行う指定居宅療養管理指導の場合にあっては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。

5 指定居宅療養管理指導事業所の医師が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定居宅サービス基準第90条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ロ 歯科医師が行う場合

- | | |
|------------------------------------|--------------|
| (1) <u>単一建物居住者1人に対して行う場合</u> | <u>507単位</u> |
| (2) <u>単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合</u> | <u>483単位</u> |
| (3) <u>(1)及び(2)以外の場合</u> | <u>442単位</u> |

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所の歯科医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な歯科医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建築物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の歯科医師が、同一月に歯科訪問診療又は指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅療養管理指導事業所の歯科医師が指定居宅療養管理指導を行った場合は、特別地域居宅療養管理指導加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(新設)

ロ 歯科医師が行う場合

- | | |
|--------------------------------|--------------|
| (1) <u>同一建物居住者以外の者に対して行う場合</u> | <u>503単位</u> |
| (2) <u>同一建物居住者に対して行う場合</u> | <u>452単位</u> |
- (新設)

注 (1)については在宅の利用者（当該利用者と同一建物に居住する他の利用者に対して指定居宅療養管理指導事業所の歯科医師が同一日に歯科訪問診療又は指定居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者（以下この注において「同一建物居住者」という。）を除く。）であって通院が困難なものに対して、(2)については在宅の利用者（同一建物居住者に限る。）であって通院が困難なものに対して、当該指定居宅療養管理指導事業所の歯科医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な歯科医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要の情報提供並びに利用者又はその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、1月に2回を限度として算定する。

(新設)

3 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定居宅療養管理指導事業所の歯科医師が指定居宅療養管理指導を行った場合は、1 回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。

指定居宅療養管理指導における指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注4、ロ(1)から(3)までの注3、ハ(1)及び(2)の注4、ニ(1)から(3)までの注3並びにホ(1)から(3)までの注3に係る施設基準

イ 医師が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。

ロ 歯科医師が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。

ハ 薬剤師が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。

ニ 管理栄養士が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。

ホ 歯科衛生士等が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。

4 指定居宅療養管理指導事業所の歯科医師が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定居宅サービス基準第90条第5号に規定する通常

(新設)

の事業の実施地域をいう。)を越えて、指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ハ 薬剤師が行う場合

(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合

(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 558単位

(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 414単位

(三) (一)及び(二)以外の場合 378単位

(2) 薬局の薬剤師が行う場合

(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 507単位

(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 376単位

(三) (一)及び(二)以外の場合 344単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行い、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建築物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回（薬局の薬剤師にあつては、4回）を限度として、所定単位数を算定する。ただし、薬局の薬剤師にあつては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合は、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。

ハ 薬剤師が行う場合

(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合

(一) 同一建物居住者以外の者に対して行う場合 553単位

(二) 同一建物居住者に対して行う場合 387単位

(新設)

(2) 薬局の薬剤師が行う場合

(一) 同一建物居住者以外の者に対して行う場合 503単位

(二) 同一建物居住者に対して行う場合 352単位

(新設)

注1 (1)(一)及び(2)(一)については在宅の利用者（当該利用者と同一建物に居住する他の利用者に対して指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が同一日に指定居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者（以下この注1において「同一建物居住者」という。）を除く。）であって通院が困難なものに対して、(1)(二)及び(2)(二)については在宅の利用者（同一建物居住者に限る。）であって通院が困難なものに対して、当該指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行い、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合に、1月に2回（薬局の薬剤師にあつては、4回）を限度として算定する。ただし、薬局の薬剤師にあつては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合は、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として算定する。

2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が指定居宅療養管理指導を行った場合は、特別地域居宅療養管理指導として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。

指定居宅療養管理指導における指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注4、ロ(1)から(3)までの注3、ハ(1)及び(2)の注4、ニ(1)から(3)までの注3並びにホ(1)から(3)までの注3に係る施設基準

イ 医師が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。

ロ 歯科医師が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。

ハ 薬剤師が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。

ニ 管理栄養士が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。

ホ 歯科衛生士等が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指

2 (略)

(新設)

(新設)

導事業所であること。

5 指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定居宅サービス基準第90条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ニ 管理栄養士が行う場合

- | | |
|-----------------------------|-------|
| (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 | 537単位 |
| (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 | 483単位 |
| (3) (1)及び(2)以外の場合 | 442単位 |

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建築物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

イ～ハ （略）

2 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が指定居宅療養管理指導を行った場合は、特別地域居宅療養管理指導加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

3 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定居宅療養管理指導事業

（新設）

ニ 管理栄養士が行う場合

- | | |
|-------------------------|-------|
| (1) 同一建物居住者以外の者に対して行う場合 | 533単位 |
| (2) 同一建物居住者に対して行う場合 | 452単位 |

（新設）

注 (1)については在宅の利用者（当該利用者と同一建物に居住する他の利用者に対して指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が同一日に指定居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者（以下この注において「同一建物居住者」という。）を除く。）であって通院又は通所が困難なものに対して、(2)については在宅の利用者（同一建物居住者に限る。）であって通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に、1月に2回を限度として算定する。

イ～ハ （略）

（新設）

（新設）

所の管理栄養士が指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。

指定居宅療養管理指導における指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注4、ロ(1)から(3)までの注3、ハ(1)及び(2)の注4、ニ(1)から(3)までの注3並びにホ(1)から(3)までの注3に係る施設基準

イ 医師が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。

ロ 歯科医師が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。

ハ 薬剤師が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。

ニ 管理栄養士が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。

ホ 歯科衛生士等が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。

4 指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定居宅サービス基準第90条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当

(新設)

する単位数を所定単位数に加算する。

ホ 歯科衛生士等が行う場合

- | | |
|---------------------------------|-------|
| (1) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合 | 355単位 |
| (2) 単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合 | 323単位 |
| (3) (1)及び(2)以外の場合 | 295単位 |

注 1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士、保健師又は看護職員（以下「歯科衛生士等」という。）が、当該利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、実地指導を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建築物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士等が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1 月に 4 回を限度として、所定単位数を算定する。

イ～ハ （略）

- 2 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士等が指定居宅療養管理指導を行った場合は、特別地域居宅療養管理指導加算として、1 回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

- 3 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士等が指定居宅療養管理指導を行った場合は、1 回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。
指定居宅療養管理指導における指定居宅サービス介護給付費単位

ホ 歯科衛生士等が行う場合

- | | |
|-------------------------|-------|
| (1) 同一建物居住者以外の者に対して行う場合 | 352単位 |
| (2) 同一建物居住者に対して行う場合 | 302単位 |
- （新設）

注 (1)については在宅の利用者（当該利用者と同一建物に居住する他の利用者に対して指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士が同一日に指定居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者（以下この注において「同一建物居住者」という。）を除く。）であって通院又は通所が困難なものに対して、(2)については在宅の利用者（同一建物居住者に限る。）であって通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する当該指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士、保健師又は看護職員が、当該利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、実地指導を行った場合に、1 月に 4 回を限度として算定する。

イ～ハ （略）

（新設）

（新設）

数表の居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注4、ロ(1)から(3)までの注3、ハ(1)及び(2)の注4、ニ(1)から(3)までの注3並びにホ(1)から(3)までの注3に係る施設基準

イ 医師が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。

ロ 歯科医師が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。

ハ 薬剤師が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。

ニ 管理栄養士が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。

ホ 歯科衛生士等が行う指定居宅療養管理指導の場合にあつては、一月当たり延べ訪問回数が五十回以下の指定居宅療養管理指導事業所であること。

4 指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定居宅サービス基準第90条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

へ (略)

6 通所介護費

イ 通常規模型通所介護費

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

(-) 要介護1

362単位

(新設)

へ (略)

6 通所介護費

イ 通常規模型通所介護費

(1) 所要時間3時間以上5時間未満の場合

(-) 要介護1

380単位

(二) 要介護 2	<u>415単位</u>
(三) 要介護 3	<u>470単位</u>
(四) 要介護 4	<u>522単位</u>
(五) 要介護 5	<u>576単位</u>
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>380単位</u>
(二) 要介護 2	<u>436単位</u>
(三) 要介護 3	<u>493単位</u>
(四) 要介護 4	<u>548単位</u>
(五) 要介護 5	<u>605単位</u>
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>558単位</u>
(二) 要介護 2	<u>660単位</u>
(三) 要介護 3	<u>761単位</u>
(四) 要介護 4	<u>863単位</u>
(五) 要介護 5	<u>964単位</u>
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>572単位</u>
(二) 要介護 2	<u>676単位</u>
(三) 要介護 3	<u>780単位</u>
(四) 要介護 4	<u>884単位</u>
(五) 要介護 5	<u>988単位</u>
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>645単位</u>
(二) 要介護 2	<u>761単位</u>
(三) 要介護 3	<u>883単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,003単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,124単位</u>
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>656単位</u>

(二) 要介護 2	<u>436単位</u>
(三) 要介護 3	<u>493単位</u>
(四) 要介護 4	<u>548単位</u>
(五) 要介護 5	<u>605単位</u>
(新設)	
(2) 所要時間 5 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>572単位</u>
(二) 要介護 2	<u>676単位</u>
(三) 要介護 3	<u>780単位</u>
(四) 要介護 4	<u>884単位</u>
(五) 要介護 5	<u>988単位</u>
(新設)	
(3) 所要時間 7 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>656単位</u>
(二) 要介護 2	<u>775単位</u>
(三) 要介護 3	<u>898単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,021単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,144単位</u>
(新設)	

(二) 要介護 2	775単位
(三) 要介護 3	898単位
(四) 要介護 4	1,021単位
(五) 要介護 5	1,144単位
ロ 大規模型通所介護費(I)	
(1) 所要時間 3 時間以上 <u>4 時間</u> 未満の場合	
(一) 要介護 1	350単位
(二) 要介護 2	401単位
(三) 要介護 3	453単位
(四) 要介護 4	504単位
(五) 要介護 5	556単位
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	368単位
(二) 要介護 2	422単位
(三) 要介護 3	477単位
(四) 要介護 4	530単位
(五) 要介護 5	585単位
(3) 所要時間 5 時間以上 <u>6 時間</u> 未満の場合	
(一) 要介護 1	533単位
(二) 要介護 2	631単位
(三) 要介護 3	728単位
(四) 要介護 4	824単位
(五) 要介護 5	921単位
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	552単位
(二) 要介護 2	654単位
(三) 要介護 3	754単位
(四) 要介護 4	854単位
(五) 要介護 5	954単位
(5) 所要時間 7 時間以上 <u>8 時間</u> 未満の場合	

ロ 大規模型通所介護費(I)

(1) 所要時間 3 時間以上 5 時間未満の場合

(一) 要介護 1	374単位
(二) 要介護 2	429単位
(三) 要介護 3	485単位
(四) 要介護 4	539単位
(五) 要介護 5	595単位

(新設)

(2) 所要時間 5 時間以上 7 時間未満の場合

(一) 要介護 1	562単位
(二) 要介護 2	665単位
(三) 要介護 3	767単位
(四) 要介護 4	869単位
(五) 要介護 5	971単位

(新設)

(3) 所要時間 7 時間以上 9 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>617単位</u>
(二) 要介護 2	<u>729単位</u>
(三) 要介護 3	<u>844単位</u>
(四) 要介護 4	<u>960単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,076単位</u>
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>634単位</u>
(二) 要介護 2	<u>749単位</u>
(三) 要介護 3	<u>868単位</u>
(四) 要介護 4	<u>987単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,106単位</u>
ハ 大規模型通所介護費(Ⅱ)	
(1) 所要時間 3 時間以上 <u>4 時間</u> 未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>338単位</u>
(二) 要介護 2	<u>387単位</u>
(三) 要介護 3	<u>438単位</u>
(四) 要介護 4	<u>486単位</u>
(五) 要介護 5	<u>537単位</u>
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>354単位</u>
(二) 要介護 2	<u>406単位</u>
(三) 要介護 3	<u>459単位</u>
(四) 要介護 4	<u>510単位</u>
(五) 要介護 5	<u>563単位</u>
(3) 所要時間 5 時間以上 <u>6 時間</u> 未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>514単位</u>
(二) 要介護 2	<u>608単位</u>
(三) 要介護 3	<u>702単位</u>
(四) 要介護 4	<u>796単位</u>
(五) 要介護 5	<u>890単位</u>

(一) 要介護 1	<u>645単位</u>
(二) 要介護 2	<u>762単位</u>
(三) 要介護 3	<u>883単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,004単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,125単位</u>
(新設)	
ハ 大規模型通所介護費(Ⅱ)	
(1) 所要時間 3 時間以上 <u>5 時間</u> 未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>364単位</u>
(二) 要介護 2	<u>417単位</u>
(三) 要介護 3	<u>472単位</u>
(四) 要介護 4	<u>524単位</u>
(五) 要介護 5	<u>579単位</u>
(新設)	
(2) 所要時間 5 時間以上 <u>7 時間</u> 未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>547単位</u>
(二) 要介護 2	<u>647単位</u>
(三) 要介護 3	<u>746単位</u>
(四) 要介護 4	<u>846単位</u>
(五) 要介護 5	<u>946単位</u>

(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合

(一) 要介護 1	532単位
(二) 要介護 2	629単位
(三) 要介護 3	725単位
(四) 要介護 4	823単位
(五) 要介護 5	920単位

(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合

(一) 要介護 1	595単位
(二) 要介護 2	703単位
(三) 要介護 3	814単位
(四) 要介護 4	926単位
(五) 要介護 5	1,038単位

(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合

(一) 要介護 1	611単位
(二) 要介護 2	722単位
(三) 要介護 3	835単位
(四) 要介護 4	950単位
(五) 要介護 5	1,065単位

注 1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間 2 時間以上 3 時間未満の指定通所介護を行う場合は、注 1 の施設基準に掲げる区分に従い、イ(2)、ロ(2)又はハ(2)の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

3 日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間 8 時間以上 9 時間未満の指定通所介護を行った場合又は所要時間 8 時間以上 9 時間未満の指定通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定通所介護の所要時間と当該指定通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が 9 時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

(新設)

(3) 所要時間 7 時間以上 9 時間未満の場合

(一) 要介護 1	628単位
(二) 要介護 2	742単位
(三) 要介護 3	859単位
(四) 要介護 4	977単位
(五) 要介護 5	1,095単位

(新設)

注 1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間 2 時間以上 3 時間未満の指定通所介護を行う場合は、注 1 の施設基準に掲げる区分に従い、イ(1)、ロ(1)又はハ(1)の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

3 イからハまでについて、日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間 7 時間以上 9 時間未満の指定通所介護を行った場合又は所要時間 7 時間以上 9 時間未満の指定通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定通所介護の所要時間と当該指定通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が 9 時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位

イ～ホ （略）

4 共生型居宅サービスの事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）が当該事業を行う事業所において共生型通所介護（指定居宅サービス基準第105条の2に規定する共生型通所介護をいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定し、共生型居宅サービスの事業を行う指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）又は指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）が当該事業を行う事業所において共生型通所介護を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定し、共生型居宅サービスの事業を行う指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この注において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この注において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業を行う事業所において共生型通所介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、共生型居宅サービスの事業を行う指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定

数に加算する。

イ～ホ （略）
(新設)

する指定放課後等デイサービスをいう。)を提供する事業者を除く。)が当該事業を行う事業所において共生型通所介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

- 5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、注4を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1日につき13単位を所定単位数に加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。
通所介護費、地域密着型通所介護費における生活相談員配置等加算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- イ 生活相談員を一名以上配置していること。
ロ 地域に貢献する活動を行っていること。

6・7 (略)

- 8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定通所介護を行った場合は、中重度者ケア体制加算として、1日につき45単位を所定単位数に加算する。ただし、注4を算定している場合は、算定しない。

- 9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注10を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(新設)

4・5 (略)

- 6 イからハまでについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定通所介護を行った場合は、中重度者ケア体制加算として、1日につき45単位を所定単位数に加算する。

(新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

通所介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費及び介護予防認知症対応型通所介護費における生活機能向上連携加算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- イ 指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）若しくは医療提供施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の二第二項に規定する医療提供施設をいい、病院にあつては、許可病床数が二百床未満のもの又は当該病院を中心とした半径四キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。第三十四号の三イ及び第四十二号の三において同じ。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この号において「理学療法士等」という。）が、当該指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所又は指定介護予防認知症対応型通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）と共同してアセスメント（利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。）、利用者の身体等の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。
- ロ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- ハ 機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、個別機能訓練計画の進捗状況等を三月ごとに一回以上評価し、利用者又はその

家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること

—

- 10 イからハまでについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 個別機能訓練加算(I)	46単位
ロ 個別機能訓練加算(Ⅱ)	56単位

7 (略)

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

通所介護費における個別機能訓練加算の基準

イ 個別機能訓練加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で六月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下この号において「理学療法士等」という。）を一名以上配置していること。
- (2) (略)
- (3) 機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。
- (4) (略)

ロ (略)

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、利用者に対して指定通所介護を行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ ADL維持等加算(I) 3単位

ロ ADL維持等加算(II) 6単位

(新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

通所介護費及び地域密着型通所介護費におけるADL維持等加算の基準

イ ADL維持等加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 利用者（当該指定通所介護事業所又は当該指定地域密着型通所介護事業所を連続して六月以上利用し、かつ、その利用期間（(2)において「評価対象利用期間」という。）において、五時間以上の通所介護費の算定回数が五時間未満の通所介護費の算定回数を上回る者に限る。以下イにおいて同じ。）の総数が二十人以上であること。

(2) 利用者の総数のうち、評価対象利用期間の初月（複数の評価対象利用期間の初月が存在する場合は、複数の評価対象利用期間の初月のうち最も早い月とする。以下「評価対象利用開始月」という。）において、要介護状態区分が要介護三、要介護四及び要介護五である者の占める割合が百分の十五以上であること。

(3) 利用者の総数のうち、評価対象利用開始月において、初回の法第二十七条第一項の要介護認定又は法第三十二条第一項の要支援認定があった月から起算して十二月以内である者の占める割合が百分の十五以下であること。

(4) 利用者の総数のうち、評価対象利用開始月と、当該月から起算して六月目において、機能訓練指導員がADLを評価し、その評価に基づく値（以下この号において「ADL値」という。）を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定が提出されている者（(5)において「提出者」という。）の占める割合が百分の九十以上であること。

(5) 評価対象利用開始月から起算して六月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値（以下「ADL利得」という。）が多い順に、提出者の総数の上位百分の八十五に相当する数（その数に一未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。）の利用者について、次の(一)から(三)までに掲げる利用者の区分に応じ、当該(一)から(三)までに定める値を合計して得た値が零以上であること。

(一) ADL利得が零より大きい利用者 一

(二) ADL利得が零の利用者 零

(三) ADL利得が零未満の利用者 マイナス一

ロ ADL維持等加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(5)までの基準に適合するものであること。

(2) 当該指定通所介護事業所又は当該指定地域密着型通所介護事業所の利用者について、算定日が属する月に当該利用者のADL値を測定し、その結果を厚生労働省に提出していること。

※ 別に厚生労働大臣が定める期間の内容は次のとおり。

指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注11の厚生労働大臣が定める期間

加算を算定する年度の初日の属する年の前年の一月から十二月までの期間

12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定通所介護を行った場合は、認知症加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注4を算定している場合は、算定しない。

13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、若年性認知症利用者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった者をいう。以下同じ。）に対して指定通所介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、認知症加算を算定している場合は、算定しない。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

通所介護費、通所リハビリテーション費、短期入所生活介護費、短期入所療養介護費（老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下「認知症病棟」という。）を有する病院における短期入所療養介護費を除く。）、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、看護小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、看護小規模多機能型居宅介護費

8 イからハまでについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定通所介護を行った場合は、認知症加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。

9 イからハまでについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった者をいう。以下同じ。）に対して指定通所介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、認知症加算を算定している場合は、算定しない。

能型居宅介護費、介護予防通所リハビリテーション費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防短期入所療養介護費（認知症病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費を除く。）、介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費及び介護予防認知症対応型共同生活介護費における若年性認知症利用者受入加算の基準

受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令第二条第六号に規定する初老期における認知症によって要介護者又は要支援者となった者をいう。）ごとに個別の担当者を定めていること。

14 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ～ホ （略）

15 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専

10 イからハまでについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。
イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ～ホ （略）

（新設）

門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

通所介護費、通所リハビリテーション費、特定施設入居者生活介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、看護小規模多機能型居宅介護費、介護予防通所リハビリテーション費、介護予防特定施設入居者生活介護費、介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費、介護予防認知症対応型共同生活介護費における栄養スクリーニング加算の基準

通所介護費等算定方法第一号、第二号、第五号から第九号まで、第十一号、第十六号、第十九号、第二十号から第二十二号までに規定する基準のいずれにも該当しないこと。

16～19 (略)

ニ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が利用者に対し指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

ホ 介護職員処遇改善加算

11～14 (略)

ニ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が利用者に対し指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、サービス提供体制強化加算Ⅰを算定している場合においては、サービス提供体制強化加算Ⅱは算定しない。

(1)～(3) (略)

ホ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(5) (略)

7 通所リハビリテーション費

イ 通常規模型リハビリテーション費

(1) 所要時間 1 時間以上 2 時間未満の場合

(一) 要介護 1	329単位
(二) 要介護 2	358単位
(三) 要介護 3	388単位
(四) 要介護 4	417単位
(五) 要介護 5	448単位

(2) 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合

(一) 要介護 1	343単位
(二) 要介護 2	398単位
(三) 要介護 3	455単位
(四) 要介護 4	510単位
(五) 要介護 5	566単位

(3) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合

(一) 要介護 1	444単位
(二) 要介護 2	520単位
(三) 要介護 3	596単位
(四) 要介護 4	<u>693単位</u>
(五) 要介護 5	<u>789単位</u>

(4) 所要時間 4 時間以上 5 時間 未満の場合

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(5) (略)

7 通所リハビリテーション費

イ 通常規模型リハビリテーション費

(1) 所要時間 1 時間以上 2 時間未満の場合

(一) 要介護 1	329単位
(二) 要介護 2	358単位
(三) 要介護 3	388単位
(四) 要介護 4	417単位
(五) 要介護 5	448単位

(2) 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合

(一) 要介護 1	343単位
(二) 要介護 2	398単位
(三) 要介護 3	455単位
(四) 要介護 4	510単位
(五) 要介護 5	566単位

(3) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合

(一) 要介護 1	444単位
(二) 要介護 2	520単位
(三) 要介護 3	596単位
(四) 要介護 4	<u>673単位</u>
(五) 要介護 5	<u>749単位</u>

(4) 所要時間 4 時間以上 6 時間 未満の場合

(一) 要介護 1	<u>508単位</u>
(二) 要介護 2	<u>595単位</u>
(三) 要介護 3	<u>681単位</u>
(四) 要介護 4	<u>791単位</u>
(五) 要介護 5	<u>900単位</u>
(5) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>576単位</u>
(二) 要介護 2	<u>688単位</u>
(三) 要介護 3	<u>799単位</u>
(四) 要介護 4	<u>930単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,060単位</u>
(6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>667単位</u>
(二) 要介護 2	<u>797単位</u>
(三) 要介護 3	<u>924単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,076単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,225単位</u>
(7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>712単位</u>
(二) 要介護 2	<u>849単位</u>
(三) 要介護 3	<u>988単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,151単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,310単位</u>
ロ 大規模型通所リハビリテーション費(1)	
(1) 所要時間 1 時間以上 2 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>323単位</u>
(二) 要介護 2	<u>354単位</u>
(三) 要介護 3	<u>382単位</u>
(四) 要介護 4	<u>411単位</u>
(五) 要介護 5	<u>441単位</u>

(一) 要介護 1	<u>559単位</u>
(二) 要介護 2	<u>666単位</u>
(三) 要介護 3	<u>772単位</u>
(四) 要介護 4	<u>878単位</u>
(五) 要介護 5	<u>984単位</u>
(新設)	
(5) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>726単位</u>
(二) 要介護 2	<u>875単位</u>
(三) 要介護 3	<u>1,022単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1,173単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1,321単位</u>
(新設)	
ロ 大規模型通所リハビリテーション費(1)	
(1) 所要時間 1 時間以上 2 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	<u>323単位</u>
(二) 要介護 2	<u>354単位</u>
(三) 要介護 3	<u>382単位</u>
(四) 要介護 4	<u>411単位</u>
(五) 要介護 5	<u>441単位</u>

(2) 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合

(一) 要介護 1	337単位
(二) 要介護 2	392単位
(三) 要介護 3	448単位
(四) 要介護 4	502単位
(五) 要介護 5	558単位

(3) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合

(一) 要介護 1	437単位
(二) 要介護 2	512単位
(三) 要介護 3	587単位
(四) 要介護 4	<u>682単位</u>
(五) 要介護 5	<u>777単位</u>

(4) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>498単位</u>
(二) 要介護 2	<u>583単位</u>
(三) 要介護 3	<u>667単位</u>
(四) 要介護 4	<u>774単位</u>
(五) 要介護 5	<u>882単位</u>

(5) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>556単位</u>
(二) 要介護 2	<u>665単位</u>
(三) 要介護 3	<u>772単位</u>
(四) 要介護 4	<u>899単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1, 024単位</u>

(6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>650単位</u>
(二) 要介護 2	<u>777単位</u>
(三) 要介護 3	<u>902単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1, 049単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1, 195単位</u>

(2) 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合

(一) 要介護 1	337単位
(二) 要介護 2	392単位
(三) 要介護 3	448単位
(四) 要介護 4	502単位
(五) 要介護 5	558単位

(3) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合

(一) 要介護 1	437単位
(二) 要介護 2	512単位
(三) 要介護 3	587単位
(四) 要介護 4	<u>662単位</u>
(五) 要介護 5	<u>737単位</u>

(4) 所要時間 4 時間以上 6 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>551単位</u>
(二) 要介護 2	<u>655単位</u>
(三) 要介護 3	<u>759単位</u>
(四) 要介護 4	<u>864単位</u>
(五) 要介護 5	<u>969単位</u>

(新設)

(5) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合

(一) 要介護 1	<u>714単位</u>
(二) 要介護 2	<u>861単位</u>
(三) 要介護 3	<u>1, 007単位</u>
(四) 要介護 4	<u>1, 152単位</u>
(五) 要介護 5	<u>1, 299単位</u>

(7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合

(一) 要介護 1	688単位
(二) 要介護 2	820単位
(三) 要介護 3	955単位
(四) 要介護 4	1,111単位
(五) 要介護 5	1,267単位

ハ 大規模型通所リハビリテーション費(Ⅱ)

(1) 所要時間 1 時間以上 2 時間未満の場合

(一) 要介護 1	316単位
(二) 要介護 2	346単位
(三) 要介護 3	373単位
(四) 要介護 4	402単位
(五) 要介護 5	430単位

(2) 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合

(一) 要介護 1	330単位
(二) 要介護 2	384単位
(三) 要介護 3	437単位
(四) 要介護 4	491単位
(五) 要介護 5	544単位

(3) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合

(一) 要介護 1	426単位
(二) 要介護 2	500単位
(三) 要介護 3	573単位
(四) 要介護 4	666単位
(五) 要介護 5	759単位

(4) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合

(一) 要介護 1	480単位
(二) 要介護 2	563単位
(三) 要介護 3	645単位
(四) 要介護 4	749単位

(新設)

ハ 大規模型通所リハビリテーション費(Ⅱ)

(1) 所要時間 1 時間以上 2 時間未満の場合

(一) 要介護 1	316単位
(二) 要介護 2	346単位
(三) 要介護 3	373単位
(四) 要介護 4	402単位
(五) 要介護 5	430単位

(2) 所要時間 2 時間以上 3 時間未満の場合

(一) 要介護 1	330単位
(二) 要介護 2	384単位
(三) 要介護 3	437単位
(四) 要介護 4	491単位
(五) 要介護 5	544単位

(3) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合

(一) 要介護 1	426単位
(二) 要介護 2	500単位
(三) 要介護 3	573単位
(四) 要介護 4	646単位
(五) 要介護 5	719単位

(4) 所要時間 4 時間以上 6 時間未満の場合

(一) 要介護 1	536単位
(二) 要介護 2	638単位
(三) 要介護 3	741単位
(四) 要介護 4	842単位

(五) 要介護 5	853単位
(5) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	537単位
(二) 要介護 2	643単位
(三) 要介護 3	746単位
(四) 要介護 4	870単位
(五) 要介護 5	991単位
(6) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	626単位
(二) 要介護 2	750単位
(三) 要介護 3	870単位
(四) 要介護 4	1,014単位
(五) 要介護 5	1,155単位
(7) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	664単位
(二) 要介護 2	793単位
(三) 要介護 3	922単位
(四) 要介護 4	1,075単位
(五) 要介護 5	1,225単位

注 1・2 (略)

3 日常生活上の世話をを行った後に引き続き、所要時間 7 時間以上 8 時間未満の指定通所リハビリテーションを行った場合又は所要時間 7 時間以上 8 時間未満の指定通所リハビリテーションを行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定通所リハビリテーションの所要時間と当該指定通所リハビリテーションの前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が、8 時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ～ヘ (略)

(五) 要介護 5	944単位
(新設)	
(5) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要介護 1	697単位
(二) 要介護 2	839単位
(三) 要介護 3	982単位
(四) 要介護 4	1,124単位
(五) 要介護 5	1,266単位
(新設)	

注 1・2 (略)

3 日常生活上の世話をを行った後に引き続き、所要時間 6 時間以上 8 時間未満の指定通所リハビリテーションを行った場合又は所要時間 6 時間以上 8 時間未満の指定通所リハビリテーションを行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定通所リハビリテーションの所要時間と当該指定通所リハビリテーションの前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間（以下この注において「算定対象時間」という。）が、8 時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ～ヘ (略)

4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所については、リハビリテーション提供体制加算として、通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容の指定通所リハビリテーションを行うのに要する標準的な時間に応じ、それぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ	所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	12単位
ロ	所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	16単位
ハ	所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	20単位
ニ	所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合	24単位
ホ	所要時間 7 時間以上の場合	28単位

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

通所リハビリテーション費におけるリハビリテーション提供体制加算の基準

イ 指定通所リハビリテーション事業所において、常時、当該事業所に配置されている理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の合計数が、当該事業所の利用者の数が二十五又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ リハビリテーションマネジメント加算(I)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。

5・6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が協働し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、リハビリテーションマネジメント加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、リハビリテーションマネジメント加算(Ⅳ)については

(新設)

4・5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が協働し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、リハビリテーションマネジメント加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にお

3月に1回を限度として算定することとし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ リハビリテーションマネジメント加算(I) 330単位

ロ リハビリテーションマネジメント加算(II)

- (1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合

850単位

- (2) 当該日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合

530単位

ハ リハビリテーションマネジメント加算(III)

- (1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合

1,120単位

- (2) 当該日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合

800単位

ニ リハビリテーションマネジメント加算(IV)

- (1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合

1,220単位

- (2) 当該日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合

900単位

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算の基準

イ リハビリテーションマネジメント加算(I) 次に掲げる基準の

いては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ リハビリテーションマネジメント加算(I) 230単位

ロ リハビリテーションマネジメント加算(II)

- (1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合

1,020単位

- (2) 当該日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合

700単位

(新設)

(新設)

いずれにも適合すること。

- (1) 通所リハビリテーション計画（指定居宅サービス等基準第百十五条第一項に規定する通所リハビリテーション計画をいう。以下同じ。）の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。
- (2) 指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。
- (3) 新規に通所リハビリテーション計画を作成した利用者に対して、指定通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、当該計画に従い、指定通所リハビリテーションの実施を開始した日から起算して一月以内に、当該利用者の居宅を訪問し、診療、運動機能検査、作業能力検査等を行っていること。
- (4) 指定通所リハビリテーション事業所の医師が、指定通所リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか一以上の指示を行うこと。
- (5) (4)における指示を行った医師又は当該指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、当該指示の内容が(4)に掲げる基準に適合するものであると明確にわかるように記録すること。

ロ リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イ(4)及び(5)に掲げる基準に適合すること。
- (2) リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録すること。
- (3) 通所リハビリテーション計画について、当該計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、説明した内容等について医師へ報告すること。
- (4) 通所リハビリテーション計画の作成に当たって、当該計画の同意を得た日の属する月から起算して六月以内の場合にあっては一月に一回以上、六月を超えた場合にあっては三月に一回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、通所リハビリテーション計画を見直していること。
- (5) 指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行うこと。
- (6) 以下のいずれかに適合すること。
 - (一) 指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、居宅サービス計画に位置付けた指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者と指定通所リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。
 - (二) 指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定通所リハビリテーションの

利用者の居宅を訪問し、その家族に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。

(7) (1)から(6)までに掲げる基準に適合することを確認し、記録すること。

ハ リハビリテーションマネジメント加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) ロ(1)、(2)及び(4)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) 通所リハビリテーション計画について、当該指定通所リハビリテーション事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。

(3) (1)及び(2)に掲げる基準に適合することを確認し、記録すること。

ニ リハビリテーションマネジメント加算Ⅳ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) ハ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(2) 指定通所リハビリテーション事業所における通所リハビリテーション計画書等の内容に関するデータを、厚生労働省に提出していること。

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者に対して、その退院（所）日又は認定日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合、短期集中個別リハビリテーション実施加算として、1日につき110単位を所定単位数に加算する。ただし、注9又は注10を算定している場合は、算定しない。

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者に対して、その退院（所）日又は認定日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合、短期集中個別リハビリテーション実施加算として、1日につき110単位を所定単位数に加算する。ただし、認知症短期集中リハビリテーション実施加算又は注9の加算を算定している場合は、算定しない。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

通所リハビリテーション費における短期集中個別リハビリテーション実施加算の基準

通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算(I)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、イについてはその退院（所）日又は通所開始日から起算して3月以内の期間に、ロについてはその退院（所）日又は通所開始日の属する月から起算して3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行った場合は、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、次に掲げる区分に応じ、イについては1日につき、ロについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は注10を算定している場合においては、算定しない。

イ・ロ （略）

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

通所リハビリテーション費における認知症短期集中リハビリテーション実施加算の基準

イ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I) 次に掲げる

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、イについてはその退院（所）日又は通所開始日から起算して3月以内の期間に、ロについてはその退院（所）日又は通所開始日の属する月から起算して3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行った場合は、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、次に掲げる区分に応じ、イについては1日につき、ロについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は注9の加算を算定している場合においては、算定しない。

イ・ロ （略）

基準のいずれにも適合すること。

(1) 一週間に二日を限度として個別にリハビリテーションを実施すること。

(2) 通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。

ロ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 一月に四回以上リハビリテーションを実施すること。

(2) リハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載された通所リハビリテーション計画を作成し、生活機能の向上に資するリハビリテーションを実施すること。

(3) 通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)、(Ⅲ)又は(Ⅳ)を算定していること。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。

指定通所リハビリテーションにおける認知症短期集中リハビリテーション実施加算に係る施設基準

イ リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。

ロ リハビリテーションを行うに当たり、利用者数が理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあ

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあ

あらかじめ定めて、利用者に対して、リハビリテーションを計画的に行い、当該利用者の有する能力の向上を支援した場合は、生活行為向上リハビリテーション実施加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定している場合においては、算定しない。また、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定していた場合においては、利用者の急性増悪等によりこの注イを算定する必要性についてリハビリテーション会議（指定居宅サービス基準第80条第5号に規定するリハビリテーション会議をいう。）により合意した場合を除き、この注イは算定しない。

イ・ロ （略）

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

通所リハビリテーション費における生活行為向上リハビリテーション実施加算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- イ 生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識若しくは経験を有する作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士若しくは言語聴覚士が配置されていること。
- ロ 生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めて、リハビリテーションを提供すること。
- ハ 当該計画で定めた指定通所リハビリテーションの実施期間中に指定通所リハビリテーションの提供を終了した日前一月以内

あらかじめ定めて、利用者に対して、リハビリテーションを計画的に行い、当該利用者の有する能力の向上を支援した場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定している場合においては、算定しない。また、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定していた場合においては、利用者の急性増悪等によりこの注イを算定する必要性についてリハビリテーション会議（指定居宅サービス基準第80条第5号に規定するリハビリテーション会議をいう。）により合意した場合を除き、この注イは算定しない。

イ・ロ （略）

に、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションの目標の達成状況を報告すること。

ニ 通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)、(Ⅲ)又は(Ⅳ)を算定していること。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。
指定通所リハビリテーションにおける生活行為向上リハビリテーション実施加算に係る施設基準

リハビリテーションを行うに当たり、利用者数が理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。

11 生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定し、当該加算を算定するために作成したリハビリテーション実施計画で定めた指定通所リハビリテーションの実施期間中に指定通所リハビリテーションの提供を終了した場合において、同一の利用者に対して、再度指定通所リハビリテーションを行ったときは、実施期間中に指定通所リハビリテーションの提供を終了した日の属する月の翌月から6月以内の期間に限り、1日につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数から減算する。

12 (略)

13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対し、栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定

10 注9の加算を算定し、当該加算を算定するために作成したリハビリテーション実施計画で定めた指定通所リハビリテーションの実施期間中に指定通所リハビリテーションの提供を終了した日の属する月の翌月から6月以内の期間に限り、同一の利用者に対して、指定通所リハビリテーションを行った場合は、1日につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数から減算する。

11 (略)

12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対し、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加

することができる。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

通所リハビリテーション費における栄養改善加算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を一名以上配置していること。

ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者（以下「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能^{えん}及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ 通所介護費等算定方法第二号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

14 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定通所リハビリテーション事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、

算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

（新設）

当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

通所介護費、通所リハビリテーション費、特定施設入居者生活介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、看護小規模多機能型居宅介護費、介護予防通所リハビリテーション費、介護予防特定施設入居者生活介護費、介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費、介護予防認知症対応型共同生活介護費における栄養スクリーニング加算の基準

通所介護費等算定方法第一号、第二号、第五号から第九号まで、第十一号、第十六号、第十九号、第二十号から第二十二号までに規定する基準のいずれにも該当しないこと。

15～20 （略）

ニ・ホ （略）

ヘ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

13～18 （略）

ニ・ホ （略）

ヘ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(5) (略)	
8 短期入所生活介護費（１日につき）	
イ 短期入所生活介護費	
(1) 単独型短期入所生活介護費	
（一）単独型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護 1	<u>625単位</u>
b 要介護 2	<u>693単位</u>
c 要介護 3	<u>763単位</u>
d 要介護 4	<u>831単位</u>
e 要介護 5	<u>897単位</u>
（二）単独型短期入所生活介護費(Ⅱ)	
a 要介護 1	<u>625単位</u>
b 要介護 2	<u>693単位</u>
c 要介護 3	<u>763単位</u>
d 要介護 4	<u>831単位</u>
e 要介護 5	<u>897単位</u>
(2) 併設型短期入所生活介護費	
（一）併設型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護 1	<u>584単位</u>
b 要介護 2	<u>652単位</u>
c 要介護 3	<u>722単位</u>
d 要介護 4	<u>790単位</u>
e 要介護 5	<u>856単位</u>
（二）併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)	
a 要介護 1	<u>584単位</u>
b 要介護 2	<u>652単位</u>
c 要介護 3	<u>722単位</u>
d 要介護 4	<u>790単位</u>
e 要介護 5	<u>856単位</u>
ロ ユニット型短期入所生活介護費	

(1)～(5) (略)	
8 短期入所生活介護費（１日につき）	
イ 短期入所生活介護費	
(1) 単独型短期入所生活介護費	
（一）単独型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護 1	<u>620単位</u>
b 要介護 2	<u>687単位</u>
c 要介護 3	<u>755単位</u>
d 要介護 4	<u>822単位</u>
e 要介護 5	<u>887単位</u>
（二）単独型短期入所生活介護費(Ⅱ)	
a 要介護 1	<u>640単位</u>
b 要介護 2	<u>707単位</u>
c 要介護 3	<u>775単位</u>
d 要介護 4	<u>842単位</u>
e 要介護 5	<u>907単位</u>
(2) 併設型短期入所生活介護費	
（一）併設型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護 1	<u>579単位</u>
b 要介護 2	<u>646単位</u>
c 要介護 3	<u>714単位</u>
d 要介護 4	<u>781単位</u>
e 要介護 5	<u>846単位</u>
（二）併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)	
a 要介護 1	<u>599単位</u>
b 要介護 2	<u>666単位</u>
c 要介護 3	<u>734単位</u>
d 要介護 4	<u>801単位</u>
e 要介護 5	<u>866単位</u>
ロ ユニット型短期入所生活介護費	

(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	
(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護 1	<u>723単位</u>
b 要介護 2	<u>790単位</u>
c 要介護 3	<u>863単位</u>
d 要介護 4	<u>930単位</u>
e 要介護 5	<u>997単位</u>
(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(II)	
a 要介護 1	<u>723単位</u>
b 要介護 2	<u>790単位</u>
c 要介護 3	<u>863単位</u>
d 要介護 4	<u>930単位</u>
e 要介護 5	<u>997単位</u>
(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	
(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護 1	<u>682単位</u>
b 要介護 2	<u>749単位</u>
c 要介護 3	<u>822単位</u>
d 要介護 4	<u>889単位</u>
e 要介護 5	<u>956単位</u>
(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(II)	
a 要介護 1	<u>682単位</u>
b 要介護 2	<u>749単位</u>
c 要介護 3	<u>822単位</u>
d 要介護 4	<u>889単位</u>
e 要介護 5	<u>956単位</u>
注 1・2 (略)	
3 <u>イ(2)について、共生型居宅サービスの事業を行う指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準第118条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者の</u>	

(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費	
(一) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護 1	<u>718単位</u>
b 要介護 2	<u>784単位</u>
c 要介護 3	<u>855単位</u>
d 要介護 4	<u>921単位</u>
e 要介護 5	<u>987単位</u>
(二) 単独型ユニット型短期入所生活介護費(II)	
a 要介護 1	<u>718単位</u>
b 要介護 2	<u>784単位</u>
c 要介護 3	<u>855単位</u>
d 要介護 4	<u>921単位</u>
e 要介護 5	<u>987単位</u>
(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費	
(一) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(I)	
a 要介護 1	<u>677単位</u>
b 要介護 2	<u>743単位</u>
c 要介護 3	<u>814単位</u>
d 要介護 4	<u>880単位</u>
e 要介護 5	<u>946単位</u>
(二) 併設型ユニット型短期入所生活介護費(II)	
a 要介護 1	<u>677単位</u>
b 要介護 2	<u>743単位</u>
c 要介護 3	<u>814単位</u>
d 要介護 4	<u>880単位</u>
e 要介護 5	<u>946単位</u>
注 1・2 (略)	
(新設)	

日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この注において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準第114条に規定する指定短期入所をいう。以下この注において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業を行う事業所において共生型短期入所生活介護（指定居宅サービス基準第140条の14に規定する共生型短期入所生活介護をいう。）を行った場合は、所定単位数の100分の92に相当する単位数を算定する。

- 4 イ(2)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、注3を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1日につき13単位を所定単位数に加算する。

(新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

短期入所生活介護費及び介護予防短期入所生活介護費における生活相談員配置等加算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 生活相談員を一名以上配置していること。

ロ 地域に貢献する活動を行っていること。

- 5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、1月につき100単位を所定

(新設)

単位数に加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

短期入所生活介護費における生活機能向上連携加算の基準
次のいずれにも適合すること。

イ 指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテ
ーション事業所若しくは医療提供施設の理学療法士、作業療法
士、言語聴覚士又は医師（以下この号において「理学療法士等
」という。）が、当該指定短期入所生活介護事業所を訪問し、
当該事業所の機能訓練指導員等と共同してアセスメント（利用
者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができ
るように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。
）及び利用者の身体の状態等の評価をした上で、個別機能訓練
計画を作成していること。

ロ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能
向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等
が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供してい
ること。

ハ 機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、個別機能訓練計
画の進捗状況等を三月ごとに一回以上評価し、必要に応じて利
用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画
の進捗状況等を説明し、訓練内容等の見直し等を行っているこ
と。

6 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作
業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサ
ージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師につい
ては、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道
整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指
導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験

3 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作
業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッ
サージ指圧師（以下この注において「理学療法士等」という。
）を1名以上配置しているもの（利用者の数（指定居宅サービ
ス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活
介護事業所又は同条第4項に規定する併設事業所である指定短

を有する者に限る。)(以下この注において「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているもの(利用者の数(指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所又は同条第4項に規定する併設事業所である指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用者の数及び同条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。)又は指定居宅サービス基準第124条第4項に規定する併設本体施設の入所者又は入院患者の合計数。以下この注において同じ。))が100を超える指定短期入所生活介護事業所にあつては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法(指定居宅サービス基準第2条第8号に規定する常勤換算方法をいう。特定施設入居者生活介護費の注4において同じ。))で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

7 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、看護体制加算(I)を算定している場合は、看護体制加算(Ⅲ)イ又はロは算定せず、看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合は、看護体制加算(Ⅳ)イ又はロは算定しない。

(1) 看護体制加算(I)	4 単位
(2) 看護体制加算(Ⅱ)	8 単位
<u>(3) 看護体制加算(Ⅲ)イ</u>	<u>12単位</u>
<u>(4) 看護体制加算(Ⅲ)ロ</u>	<u>6 単位</u>

期入所生活介護事業所にあつては、利用者の数及び同条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム(老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。)又は指定居宅サービス基準第124条第4項に規定する併設本体施設の入所者又は入院患者の合計数。以下この注3において同じ。))が100を超える指定短期入所生活介護事業所にあつては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法(指定居宅サービス基準第2条第7号に規定する常勤換算方法をいう。特定施設入居者生活介護費の注4において同じ。))で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

(1) 看護体制加算(I)	4 単位
(2) 看護体制加算(Ⅱ)	8 単位
(新設)	
(新設)	

(5) 看護体制加算(Ⅳ)イ

23単位

(新設)

(6) 看護体制加算(Ⅳ)ロ

13単位

(新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。

指定短期入所生活介護における看護体制加算に係る施設基準

イ 看護体制加算(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1) 指定短期入所生活介護事業所（当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第二百二十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホーム）において、常勤の看護師を一名以上配置していること。

(2) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号。以下「通所介護費等の算定方法」という。）第三号に規定する基準に該当していないこと。

ロ 看護体制加算(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1) 指定短期入所生活介護事業所の看護職員の数が次に掲げる基準に適合すること。

(一) 指定短期入所生活介護事業所（当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等基準第二百二十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）の看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が二十五又はその端数を増すごとに一以上であること。

(二) 指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等基準第二百二十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームの看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数（指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の

数の合計数)が二十五又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、特別養護老人ホーム基準第十二条第一項第四号に定める特別養護老人ホームに置くべき看護職員の数に一を加えた数以上であること。

- (2) 当該指定短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準第六十条第一項第一号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）の看護職員との連携により、二十四時間連絡できる体制を確保していること。

- (3) イ(2)に該当するものであること。

ハ 看護体制加算(Ⅲ)イを算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

- (1) 利用定員が二十九人以下であること。
- (2) 指定短期入所生活介護事業所における算定日が属する年度の前年度又は算定日が属する月の前三月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護三、要介護四又は要介護五である者の占める割合が百分の七十以上であること。
- (3) イ(1)及び(2)に該当するものであること。

ニ 看護体制加算(Ⅲ)ロを算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

- (1) 利用定員が三十人以上五十人以下であること。
- (2) ハ(2)及び(3)に該当するものであること。

ホ 看護体制加算(Ⅳ)イを算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

ロ(1)から(3)まで並びにハ(1)及び(2)に該当するものであること

。

ヘ 看護体制加算(Ⅳ)ロを算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

ロ(1)から(3)まで、ハ(2)及びニ(1)に該当するものであること。

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して指定短期入所生活介護を行った場合は、医療連携強化加算として、1日につき58単位を所定単位数に加算する。ただし、ニの在宅中重度者受入加算を算定している場合は、算定しない。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。
短期入所生活介護費における医療連携強化加算の基準
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
イ 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の注8の看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定していること。
ロ～ニ (略)

10 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注3を算定している場合は、算定しない。

- | | |
|-----------------|------|
| (1) 夜勤職員配置加算(Ⅰ) | 13単位 |
| (2) 夜勤職員配置加算(Ⅱ) | 18単位 |
| (3) 夜勤職員配置加算(Ⅲ) | 15単位 |
| (4) 夜勤職員配置加算(Ⅳ) | 20単位 |

11～18 (略)

ハ 療養食加算 8単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所生活介

6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- | | |
|-----------------|------|
| (1) 夜勤職員配置加算(Ⅰ) | 13単位 |
| (2) 夜勤職員配置加算(Ⅱ) | 18単位 |
| (新設) | |
| (新設) | |

8～15 (略)

ハ 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所生活介

護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数を加算する。

イ～ハ (略)

ニ 在宅中重度者受入加算

注 指定短期入所生活介護事業所において、当該利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合は、1日につき次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を加算する。

イ 看護体制加算(I)又は(Ⅲ)イ若しくはロを算定している場合(看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)イ若しくはロを算定していない場合に限る。) 421単位

ロ 看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)イ若しくはロを算定している場合(看護体制加算(I)又は(Ⅲ)イ若しくはロを算定していない場合に限る。) 417単位

ハ 看護体制加算(I)又は(Ⅲ)イ若しくはロ及び(Ⅱ)又は(Ⅳ)イ若しくはロをいずれも算定している場合 413単位

ニ 看護体制加算を算定していない場合 425単位

ホ 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 認知症専門ケア加算(I) 3単位

ロ 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

短期入所生活介護費、短期入所療養介護費(認知症病棟を有する病院における短期入所療養介護費を除く。)、特定施設入居者生

護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ～ハ (略)

ニ 在宅中重度者受入加算

注 指定短期入所生活介護事業所において、当該利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合は、1日につき次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を加算する。

イ 看護体制加算(I)を算定している場合(看護体制加算(Ⅱ)を算定していない場合に限る。) 421単位

ロ 看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合(看護体制加算(I)を算定していない場合に限る。) 417単位

ハ 看護体制加算(I)及び(Ⅱ)をいずれも算定している場合 413単位

ニ 看護体制加算を算定していない場合 425単位
(新設)

活介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス（認知症病棟を有する病院における介護療養施設サービスを除く。）、介護医療院サービス、介護予防短期入所生活介護費、介護予防短期入所療養介護費（認知症病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費を除く。）、介護予防特定施設入居者生活介護費及び介護予防認知症対応型共同生活介護費における認知症専門ケア加算の基準

イ 認知症専門ケア加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下「対象者」という。）の占める割合が二分の一以上であること。
- (2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者（短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を提供する場合にあっては、別に厚生労働大臣が定める者を含む。）を、対象者の数が二十人未満である場合にあっては、一以上、当該対象者の数が二十人以上である場合にあっては、一に、当該対象者の数が十九を超えて十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
- (3) 当該事業所又は施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。

ロ 認知症専門ケア加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合す

ること。

- (1) イの基準のいずれにも適合すること。
- (2) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者（短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を提供する場合にあっては、別に厚生労働大臣が定める者を含む。）を一名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
- (3) 当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。
指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のホの注の厚生労働大臣が定める者
日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者

へ （略）

ト 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ホ （略）

へ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからへまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
 (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからへまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
 (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからへまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
 (4)・(5) (略)

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費

(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)

a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)

- | | |
|-----------|--------------|
| i 要介護 1 | <u>753単位</u> |
| ii 要介護 2 | <u>798単位</u> |
| iii 要介護 3 | <u>859単位</u> |
| iv 要介護 4 | <u>911単位</u> |
| v 要介護 5 | <u>962単位</u> |

b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)

- | | |
|-----------|----------------|
| i 要介護 1 | <u>794単位</u> |
| ii 要介護 2 | <u>865単位</u> |
| iii 要介護 3 | <u>927単位</u> |
| iv 要介護 4 | <u>983単位</u> |
| v 要介護 5 | <u>1,038単位</u> |

c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)

- | | |
|-----------|----------------|
| i 要介護 1 | <u>826単位</u> |
| ii 要介護 2 | <u>874単位</u> |
| iii 要介護 3 | <u>935単位</u> |
| iv 要介護 4 | <u>986単位</u> |
| v 要介護 5 | <u>1,039単位</u> |

d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからホまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数
 (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからホまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
 (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからホまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
 (4)・(5) (略)

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費

(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)

a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)

- | | |
|-----------|--------------|
| i 要介護 1 | <u>750単位</u> |
| ii 要介護 2 | <u>795単位</u> |
| iii 要介護 3 | <u>856単位</u> |
| iv 要介護 4 | <u>908単位</u> |
| v 要介護 5 | <u>959単位</u> |

b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)

- | | |
|-----------|----------------|
| i 要介護 1 | <u>788単位</u> |
| ii 要介護 2 | <u>859単位</u> |
| iii 要介護 3 | <u>921単位</u> |
| iv 要介護 4 | <u>977単位</u> |
| v 要介護 5 | <u>1,032単位</u> |

c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)

- | | |
|-----------|----------------|
| i 要介護 1 | <u>823単位</u> |
| ii 要介護 2 | <u>871単位</u> |
| iii 要介護 3 | <u>932単位</u> |
| iv 要介護 4 | <u>983単位</u> |
| v 要介護 5 | <u>1,036単位</u> |

d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)

i	要介護 1	<u>873単位</u>
ii	要介護 2	<u>947単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,009単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,065単位</u>
v	要介護 5	<u>1,120単位</u>
(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)		
a	介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	778単位
ii	要介護 2	859単位
iii	要介護 3	972単位
iv	要介護 4	1,048単位
v	要介護 5	1,122単位
b	介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>855単位</u>
ii	要介護 2	<u>937単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,051単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,126単位</u>
v	要介護 5	<u>1,200単位</u>
(削る)		

(削る)

i	要介護 1	<u>867単位</u>
ii	要介護 2	<u>941単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,003単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,059単位</u>
v	要介護 5	<u>1,114単位</u>
(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)		
a	介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	778単位
ii	要介護 2	859単位
iii	要介護 3	972単位
iv	要介護 4	1,048単位
v	要介護 5	1,122単位
b	介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	<u>778単位</u>
ii	要介護 2	<u>859単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,041単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,115単位</u>
v	要介護 5	<u>1,190単位</u>
c	介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)	
i	要介護 1	<u>855単位</u>
ii	要介護 2	<u>937単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,051単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,126単位</u>
v	要介護 5	<u>1,200単位</u>
d	介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)	
i	要介護 1	<u>855単位</u>
ii	要介護 2	<u>937単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,118単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,193単位</u>
v	要介護 5	<u>1,268単位</u>

(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	778単位
ii 要介護 2	853単位
iii 要介護 3	946単位
iv 要介護 4	1,021単位
v 要介護 5	1,095単位
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>855単位</u>
ii 要介護 2	<u>931単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,024単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,098単位</u>
v 要介護 5	<u>1,173単位</u>
(削る)	
(削る)	
(四) <u>介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)</u>	
a <u>介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)</u>	
i <u>要介護 1</u>	<u>739単位</u>
ii <u>要介護 2</u>	<u>783単位</u>
iii <u>要介護 3</u>	<u>843単位</u>

(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	778単位
ii 要介護 2	853単位
iii 要介護 3	946単位
iv 要介護 4	1,021単位
v 要介護 5	1,095単位
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	<u>778単位</u>
ii 要介護 2	<u>853単位</u>
iii 要介護 3	<u>1,014単位</u>
iv 要介護 4	<u>1,089単位</u>
v 要介護 5	<u>1,164単位</u>
c <u>介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)</u>	
i <u>要介護 1</u>	<u>855単位</u>
ii <u>要介護 2</u>	<u>931単位</u>
iii <u>要介護 3</u>	<u>1,024単位</u>
iv <u>要介護 4</u>	<u>1,098単位</u>
v <u>要介護 5</u>	<u>1,173単位</u>
d <u>介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)</u>	
i <u>要介護 1</u>	<u>855単位</u>
ii <u>要介護 2</u>	<u>931単位</u>
iii <u>要介護 3</u>	<u>1,092単位</u>
iv <u>要介護 4</u>	<u>1,167単位</u>
v <u>要介護 5</u>	<u>1,241単位</u>
(新設)	

iv	要介護 4	894単位
v	要介護 5	944単位
b	介護老人保健施設短期入所療養介護費 ⁽ⁱ⁾	
i	要介護 1	811単位
ii	要介護 2	858単位
iii	要介護 3	917単位
iv	要介護 4	967単位
v	要介護 5	1,019単位
(2)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	
(一)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 ⁽ⁱ⁾	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 ⁽ⁱ⁾	
i	要介護 1	832単位
ii	要介護 2	877単位
iii	要介護 3	939単位
iv	要介護 4	992単位
v	要介護 5	1,043単位
b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 ⁽ⁱⁱ⁾	
i	要介護 1	877単位
ii	要介護 2	951単位
iii	要介護 3	1,013単位
iv	要介護 4	1,069単位
v	要介護 5	1,124単位
c	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 ⁽ⁱⁱⁱ⁾	
i	要介護 1	832単位
ii	要介護 2	877単位
iii	要介護 3	939単位
iv	要介護 4	992単位
v	要介護 5	1,043単位
d	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 ^(iv)	
i	要介護 1	877単位

(2)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費	
(一)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 ⁽ⁱ⁾	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 ⁽ⁱ⁾	
i	要介護 1	829単位
ii	要介護 2	874単位
iii	要介護 3	936単位
iv	要介護 4	989単位
v	要介護 5	1,040単位
b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 ⁽ⁱⁱ⁾	
i	要介護 1	871単位
ii	要介護 2	945単位
iii	要介護 3	1,007単位
iv	要介護 4	1,063単位
v	要介護 5	1,118単位
c	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 ⁽ⁱⁱⁱ⁾	
i	要介護 1	829単位
ii	要介護 2	874単位
iii	要介護 3	936単位
iv	要介護 4	989単位
v	要介護 5	1,040単位
d	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 ^(iv)	
i	要介護 1	871単位

ii	要介護 2	<u>951単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,013単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,069単位</u>
v	要介護 5	<u>1,124単位</u>
(二)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	940単位
ii	要介護 2	1,021単位
iii	要介護 3	1,134単位
iv	要介護 4	1,210単位
v	要介護 5	1,284単位
b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	940単位
ii	要介護 2	1,021単位
iii	要介護 3	<u>1,134単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,210単位</u>
v	要介護 5	<u>1,284単位</u>
	(削る)	
	(削る)	
(三)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)	

ii	要介護 2	<u>945単位</u>
iii	要介護 3	<u>1,007単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,063単位</u>
v	要介護 5	<u>1,118単位</u>
(二)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	940単位
ii	要介護 2	1,021単位
iii	要介護 3	1,134単位
iv	要介護 4	1,210単位
v	要介護 5	1,284単位
b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	940単位
ii	要介護 2	1,021単位
iii	要介護 3	<u>1,203単位</u>
iv	要介護 4	<u>1,277単位</u>
v	要介護 5	<u>1,352単位</u>
c	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)	
i	<u>要介護 1</u>	<u>940単位</u>
ii	<u>要介護 2</u>	<u>1,021単位</u>
iii	<u>要介護 3</u>	<u>1,134単位</u>
iv	<u>要介護 4</u>	<u>1,210単位</u>
v	<u>要介護 5</u>	<u>1,284単位</u>
d	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)	
i	<u>要介護 1</u>	<u>940単位</u>
ii	<u>要介護 2</u>	<u>1,021単位</u>
iii	<u>要介護 3</u>	<u>1,203単位</u>
iv	<u>要介護 4</u>	<u>1,277単位</u>
v	<u>要介護 5</u>	<u>1,352単位</u>
(三)	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)	

a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	940単位
ii	要介護 2	1,015単位
iii	要介護 3	1,108単位
iv	要介護 4	1,183単位
v	要介護 5	1,257単位

b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	940単位
ii	要介護 2	1,015単位
iii	要介護 3	1,108単位
iv	要介護 4	1,183単位
v	要介護 5	1,257単位

(削る)

(削る)

(四) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)

a	<u>ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)</u>	
i	<u>要介護 1</u>	<u>816単位</u>
ii	<u>要介護 2</u>	<u>861単位</u>
iii	<u>要介護 3</u>	<u>921単位</u>
iv	<u>要介護 4</u>	<u>973単位</u>

a	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	940単位
ii	要介護 2	1,015単位
iii	要介護 3	1,108単位
iv	要介護 4	1,183単位
v	要介護 5	1,257単位

b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	940単位
ii	要介護 2	1,015単位
iii	要介護 3	1,176単位
iv	要介護 4	1,251単位
v	要介護 5	1,326単位

c	<u>ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)</u>	
i	<u>要介護 1</u>	<u>940単位</u>
ii	<u>要介護 2</u>	<u>1,015単位</u>
iii	<u>要介護 3</u>	<u>1,108単位</u>
iv	<u>要介護 4</u>	<u>1,183単位</u>
v	<u>要介護 5</u>	<u>1,257単位</u>

d	<u>ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)</u>	
i	<u>要介護 1</u>	<u>940単位</u>
ii	<u>要介護 2</u>	<u>1,015単位</u>
iii	<u>要介護 3</u>	<u>1,176単位</u>
iv	<u>要介護 4</u>	<u>1,251単位</u>
v	<u>要介護 5</u>	<u>1,326単位</u>

(新設)

v	要介護 5	1,023単位
b	ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)	
i	要介護 1	816単位
ii	要介護 2	861単位
iii	要介護 3	921単位
iv	要介護 4	973単位
v	要介護 5	1,023単位

(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費

(一)	3 時間以上 4 時間未満	654単位
(二)	4 時間以上 6 時間未満	905単位
(三)	6 時間以上 8 時間未満	1,257単位

注 1 (1)及び(2)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス基準第142条第 1 項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定短期入所療養介護（指定居宅サービス基準第141条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。
指定短期入所療養介護の施設基準

(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費

(一)	3 時間以上 4 時間未満	654単位
(二)	4 時間以上 6 時間未満	905単位
(三)	6 時間以上 8 時間未満	1,257単位

注 1 (略)

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)又は(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一)～(三) (略)

四 入所者の居宅への退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行っていること。

五 当該施設から退所した者（当該施設内で死亡した者及び当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に退院した後、直ちに再度当該施設に入所した者を除く。以下この(五)において「退所者」という。）の退所後三十日以内（当該退所者の退所時の要介護状態区分が要介護四又は要介護五の場合にあつては、十四日以内）に、当該施設の従業者が当該退所者の居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該退所者の在宅における生活が継続する見込みであることを確認し、記録していること。

六 入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行い、適宜その評価を行っていること。

七 次に掲げる算定式により算定した数が二十以上であること。

$A + B + C + D + E + F + G + H + I + J$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A 算定日が属する月の前六月間において、退所者のうち、在宅において介護を受けることとなったもの（当該施設における入所期間が一月間を超えていた退所者

に限る。)の占める割合が百分の五十を超える場合は二十、百分の五十以下であり、かつ、百分の三十を超える場合は十、百分の三十以下である場合は零となる数

B 三十・四を当該施設の平均在所日数で除して得た数が百分の十以上である場合は二十、百分の十未満であり、かつ、百分の五以上である場合は十、百分の五未満である場合は零となる数

C 算定日が属する月の前三月間において、入所者のうち、入所期間が一月を超えると見込まれる者の入所予定日前三十日以内又は入所後七日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定(退所後にその居宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合を含む。)を行った者の占める割合が百分の三十以上である場合は十、百分の三十未満であり、かつ、百分の十以上である場合は五、百分の十未満である場合は零となる数

D 算定日が属する月の前三月間において、入所者のうち、入所期間が一月を超えると見込まれる者の退所前三十日以内又は退所後三十日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った者(退所後にその居宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行った場合を含む。)の占める割合が百分の三十以上である

場合は十、百分の三十未満であり、かつ、百分の十以上である場合は五、百分の十未満である場合は零となる数

E 介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八条第五項に規定する訪問リハビリテーション、法第八条第八項に規定する通所リハビリテーション及び法第八条第十項に規定する短期入所療養介護について、当該施設（当該施設に併設する病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を含む。）において全てのサービスを実施している場合は五、いずれか二種類のサービスを実施している場合は三、いずれか一種類のサービスを実施している場合は二、いずれも実施していない場合は零となる数

F 当該施設において、常勤換算方法で算定したリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数を入所者の数で除した数に百を乗じた数が五以上である場合は五、五未満であり、かつ、三以上である場合は三、三未満である場合は零となる数

G 当該施設において、常勤換算方法で算定した支援相談員の数を入所者の数で除した数に百を乗じた数が三以上である場合は五、三未満であり、かつ、二以上である場合は三、二未満である場合は零となる数

H 算定日が属する月の前三月間における入所者のうち、要介護状態区分が要介護四又は要介護五の者の占める割合が百分の五十以上である場合は五、百分の五十未満であり、かつ、百分の三十五以上である場合は三、百分の三十五未満である場合は零となる数

I 算定日が属する月の前三月間における入所者のうち、かくたん喀痰吸引が実施された者の占める割合が百分の十以上である場合は五、百分の十未満であり、かつ、百分

の五以上である場合は三、百分の五未満である場合は
零となる数

J 算定日が属する月の前三月間における入所者のうち
、経管栄養が実施された者の占める割合が百分の十以
上である場合は五、百分の十未満であり、かつ、百分
の五以上である場合は三、百分の五未満である場合は
零となる数

(2) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施
設短期入所療養介護費(ii)又は(iv)を算定すべき指定短期入所療
養介護の施設基準

(一) (1)(一)から(六)までに該当するものであること。

(二) (1)(七)に掲げる算定式により算定した数が六十以上である
こと

(三) 地域に貢献する活動を行っていること。

(四) 入所者に対し、少なくとも週三回程度のリハビリテーシ
ョンを実施していること。

(削る)

(3) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)の介護老人保健施
設短期入所療養介護費(i)又は(ii)を算定すべき指定短期入所療
養介護の施設基準

(一) (略)

(二) 算定日が属する月の前三月間における利用者等のうち、
かくだん 喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が百
分の十五以上又は著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な
身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症（法第五条の
二に規定する認知症をいう。以下同じ。）の高齢者（以下「
認知症高齢者」という。）の占める割合が百分の二十以上で
あること。

(三) (略)

(4) 削除

(5) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)又は(ii)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一)・(二) (略)

(6) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)又は(ii)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1)(一)から(三)までに該当するものであること。

ロ ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)又は(ii)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) イ(1)(一)、(二)及び四から(七)までに該当するものであること

。

(二) (略)

(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)又は(iii)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1)(二)、イ(1)(一)、(二)及び四から(六)まで及びイ(2)(二)から四までに該当するものであること。

(3) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)又は(ii)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1)(二)、イ(1)(一)及び(二)並びにイ(3)(一)及び(二)に該当するものであること。

(4) 削除

(5) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)又(ii)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一)・(二) (略)

(6) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)又は(ii)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

イ(1)(一)から(三)までに該当するものであること。

ハ～ナ (略)

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは(ii)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)、病院療養病床短期入所療養介護費(I)の病院療養病床短期入所療養介護費(i)、(ii)若しくは(Ⅲ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床短期入所療養介護費(i)若しくは(ii)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)の病院療養病床短期入所療養介護費(i)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)、診療所短期入所療養介護費(I)の診療所短期入所療養介護費(i)、(ii)若しくは(Ⅲ)、診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)の診療所短期入所療養介護費(i)、認知症患者型短期入所療養介護費(I)の認知症患者型短期入所療養介護費(i)、認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症患者型短期入所療養介護費(i)、認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症患者型短期入所療養介護費(i)、認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅳ)の認知症患者型短期入所療養介護費(i)、認知症患者型短期入

所療養介護費(V)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)、I型介護医療院短期入所療養介護費(I)のI型介護医療院サービス費(i)、I型介護医療院短期入所療養介護費(II)のI型介護医療院短期入所療養介護費(i)若しくはI型介護医療院短期入所療養介護費(III)のI型介護医療院短期入所療養介護費(i)、II型介護医療院短期入所療養介護費(I)のII型介護医療院短期入所療養介護費(i)、II型介護医療院短期入所療養介護費(II)のII型介護医療院短期入所療養介護費(i)若しくはII型介護医療院短期入所療養介護費(III)のII型介護医療院短期入所療養介護費(i)又はI型特別介護医療院短期入所療養介護費のI型介護医療院短期入所療養介護費(i)若しくはII型特別介護医療院短期入所療養介護費のII型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット（指定居宅サービス等基準第百五十五条の二、介護老人保健施設基準第三十九条又は健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第三十七条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。）に属さない療養室又は病室（介護老人保健施設基準第三条第二項第一号若しくは介護医療院基準第五条第二項第一号に掲げる療養室又は指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。ロにおいて同じ。）（定員が一人のものに限る。）の利用者に対して行われるものであること。

- ロ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)若しくは(IV)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)、介護

老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床短期入所療養介護費(ⅳ)、(ⅴ)若しくは(ⅵ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床短期入所療養介護費(ⅲ)若しくは(ⅳ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)の病院療養病床短期入所療養介護費(ⅱ)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ⅱ)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ⅱ)、診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)の診療所短期入所療養介護費(ⅳ)、(ⅴ)若しくは(ⅵ)、診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)の診療所短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅰ)の認知症患者型短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症患者型短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症患者型短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅳ)の認知症患者型短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅴ)の認知症患者型短期入所療養介護費(ⅱ)、認知症患者型経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)、Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)のⅠ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)、Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)のⅠ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)若しくはⅠ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)のⅠ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)、Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)のⅡ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)、Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)のⅡ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)若しくはⅡ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)のⅡ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)又はⅠ型特別介護医療院短期入所療養介護費のⅠ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)若しくはⅡ型特別介護医療院短期入所療養介護費のⅡ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護に係

る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない療養室又は病室（定員が二人以上のものに限る。）の利用者に対して行われるものであること。

ハ ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは(ii)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(IV)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)、(II)若しくは(III)、ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)、ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)、(II)若しくは(III)、ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(I)のユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(i)若しくはユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(II)のユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(i)、ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費のユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(i)又はユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費のユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)若しくはユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費のユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(i)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等（指定居宅サービス等基準第百五十五条の二に規定する療養室等をいう。二において同じ。）（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)、介護医療院基準第四十五条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医

療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第百三十九号。以下「指定居宅サービス基準改正省令」という。）附則第五条第一項又は附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）の利用者に対して行われるものであること。

ニ ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)若しくは(Ⅳ)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ)、(Ⅴ)若しくは(Ⅵ)、ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅳ)、(Ⅴ)若しくは(Ⅵ)、ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)のユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)のユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(I)のユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくはユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)のユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(I)のユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)又はユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費のユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくはユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費のユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定

短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(ii)、介護医療院基準第四十五条第二項第一号イ(3)(ii)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(ii)、第四十条第二項第一号イ(3)(ii)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(ii)を満たすものに限るものとし、介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（指定居宅サービス基準改正省令附則第五条第一項又は附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。）の利用者に対して行われるものであること。

2～10 （略）

11 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)及び(ii)並びにユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)及び(ii)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)として、1日につき34単位を、介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)及び(iv)並びにユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)及び(iv)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設については、在宅復帰・在宅療養支援機能加算(II)として、1日につき46単位を所定単位数に加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

2～10 （略）

（新設）

介護老人保健施設である指定短期入所療養介護における在宅復帰
・在宅療養支援機能加算の基準

イ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(1)の基準

(1) 次に掲げる算式により算定した数が四十以上であること。

$$\frac{A + B + C + D + E + F + G + H + I + J}{\quad}$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に
定めるとおりとする。

A 算定日が属する月の前六月間において、退所者のうち
、在宅において介護を受けることとなったもの（当該施設
における入所期間が一月間を超えていた退所者に限る
。）の占める割合が百分の五十を超える場合は二十、百
分の五十以下であり、かつ、百分の三十を超える場合は
十、百分の三十以下である場合は零となる数

B 三十・四を当該施設の平均在所日数で除して得た数が
百分の十以上である場合は二十、百分の十未満であり、
かつ、百分の五以上である場合は十、百分の五未満であ
る場合は零となる数

C 算定日が属する月の前三月間において、入所者のうち
、入所期間が一月を超えると見込まれる者の入所予定日
前三十日以内又は入所後七日以内に当該者が退所後生活
することが見込まれる居宅を訪問し、退所を目的とした
施設サービス計画の策定及び診療方針の決定（退所後に
その居宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合
であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を
訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び
診療方針の決定を行った場合も含む。）を行った者の占
める割合が百分の三十以上である場合は十、百分の三十
未満であり、かつ、百分の十以上である場合は五、百分
の十未満である場合は零となる数

- D 算定日が属する月の前三月間において、入所者のうち、入所期間が一月を超えると見込まれる者の退所前三十日以内又は退所後三十日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った者（退所後にその居宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行った場合を含む。）の占める割合が百分の三十以上である場合は十、百分の三十未満であり、かつ、百分の十以上である場合は五、百分の十未満である場合は零となる数
- E 法第八条第五項にする訪問リハビリテーション、法第八条第八項に規定する通所リハビリテーション及び法第八条第十項に規定する短期入所療養介護について、当該施設（当該施設に併設する病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を含む。）において全てのサービスを実施している場合は五、いずれか二種類のサービスを実施している場合は三、いずれか一種のサービスを実施している場合は二、いずれも実施していない場合は零となる数
- F 当該施設において、常勤換算方法で算定したリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数を入所者の数で除した数に百を乗じた数が五以上である場合は五、五未満であり、かつ、三以上である場合は三、三未満である場合は零となる数
- G 当該施設において、常勤換算方法で算定した支援相談員の数を入所者の数で除した数に百を乗じた数が三以上の場合は五、三未満であり、かつ、二以上の場合は三、二未満の場合は零となる数
- H 算定日が属する月の前三月間における入所者のうち、

要介護状態区分が要介護四又は要介護五の者の占める割合が百分の五十以上である場合は五、百分の五十未満であり、かつ、百分の三十五以上である場合は三、百分の三十五未満である場合は零となる数

I 算定日が属する月の前三月間における入所者のうち、
かくたん
喀痰吸引が実施された者の占める割合が百分の十以上である場合は五、百分の十未満であり、かつ、百分の五以上である場合は三、百分の五未満である場合は零となる数

J 算定日が属する月の前三月間における入所者のうち、
経管栄養が実施された者の占める割合が百分の十以上である場合は五、百分の十未満であり、かつ、百分の五以上である場合は三、百分の五未満である場合は零となる数

(2) 地域に貢献する活動を行っていること。

(3) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは(iii)又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは(iii)を算定しているものであること。

ロ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(II)の基準

(1) イ(1)に掲げる算定式により算定した数が七十以上であること。

(2) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)若しくは(iv)又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)若しくは(iv)を算定しているものであること。

13 次のいずれかに該当する者に対して、介護老人保健施設短期入所療養介護費を支給する場合は、介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)若しくは(Ⅳ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)又は介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ)を算定する。

イ～ハ (略)

14～16 (略)

17 (1)(二)及び(三)並びに(2)(二)及び(三)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、療養体制維持特別加算として、次に掲げる区分に応じ、それぞれ1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。

(一) 療養体制維持特別加算(I) 27単位

(二) 療養体制維持特別加算(Ⅱ) 57単位

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。

指定短期入所療養介護における療養体制維持特別加算に係る施設基準

イ 介護老人保健施設における療養体制維持特別加算(I)に係る施設基準

(1) 当該指定短期入所療養介護を行う介護老人保健施設が次のいずれかに該当すること。

(一) 転換を行う直前において、療養型介護療養施設サービス費(I)、療養型経過型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型介護療養施設サービス費、ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費、認知症疾患型介護療養施設サ

12 次のいずれかに該当する者に対して、介護老人保健施設短期入所療養介護費を支給する場合は、介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)若しくは(Ⅳ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)若しくは(Ⅳ)又は介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)若しくは(Ⅳ)を算定する。

イ～ハ (略)

13～15 (略)

16 (1)(二)及び(三)並びに(2)(二)及び(三)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所については、療養体制維持特別加算として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

ビス費(Ⅱ)又はユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)を算定する指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）を有する病院であった介護老人保健施設であること。

(二) 転換を行う直前において、療養病床を有する病院（診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の別表第一医科診療報酬点数表に規定する療養病棟入院基本料1の施設基準に適合しているものとして当該病院が地方厚生局長等に届け出た病棟、基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（平成二十二年厚生労働省告示第七十二号）による改正前の基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号。以下この号及び第六十一号において「新基本診療料の施設基準等」という。）第五の三(2)イ②に規定する二十対一配置病棟又は新基本診療料の施設基準等による廃止前の基本診療料の施設基準等（平成十八年厚生労働省告示第九十三号）第五の三(2)ロ①2に規定する二十対一配置病棟を有するものに限る。）であった介護老人保健施設であること。

(2) 当該介護老人保健施設における看護職員又は介護職員の数のうち、介護職員の数が、常勤換算方法で、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) 通所介護費等算定方法第四号イに規定する基準に該当していないこと。

ロ 介護老人保健施設における療養体制維持特別加算(Ⅱ)に係る施設基準

当該指定短期入所療養介護を行う介護老人保健施設が次のい

ずれにも該当すること。

- (1) 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、
喀痰吸引又は経管栄養が実施された者の占める割合が百分
の二十以上であること。
- (2) 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、
著しい精神症状、周辺症状又は重篤な身体疾患又は日常生
活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻
繁に見られ、専門医療を必要とする認知症高齢者の占める
割合が百分の五十以上であること。

18 (1)四又は(2)四を算定している介護老人保健施設である指定短
期入所療養介護事業所については、注5、注10及び注11は算定
しない。

(4) 療養食加算 8単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知
事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療
養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供した
ときは、1日につき3回を限度として、所定単位数を加算する
。

イ～ハ (略)

(5) 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都
道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、
別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行
った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲
げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加
算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は
算定しない。

(一) 認知症専門ケア加算(I) 3単位

(二) 認知症専門ケア加算(II) 4単位

(新設)

(4) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知
事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療
養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供した
ときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ～ハ (略)

(新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

短期入所生活介護費、短期入所療養介護費（認知症病棟を有する病院における短期入所療養介護費を除く。）、特定施設入居者生活介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス（認知症病棟を有する病院における介護療養施設サービスを除く。）、介護医療院サービス、介護予防短期入所生活介護費、介護予防短期入所療養介護費（認知症病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費を除く。）、介護予防特定施設入居者生活介護費及び介護予防認知症対応型共同生活介護費における認知症専門ケア加算の基準

イ 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下「対象者」という。）の占める割合が二分の一以上であること。
- (2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者（短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を提供する場合にあっては、別に厚生労働大臣が定める者を含む。）を、対象者の数が二十人未満である場合にあっては、一以上、当該対象者の数が二十人以上である場合にあっては、一に、当該対象者の数が十九を超えて十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。

(3) 当該事業所又は施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。

ロ 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イの基準のいずれにも適合すること。

(2) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者（短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を提供する場合にあっては、別に厚生労働大臣が定める者を含む。）を一名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。

(3) 当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。

※ 別に厚生労働大臣が定める利用者の内容は次のとおり。

指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(5)の注、ロ(7)の注、ハ(5)の注及びホ(10)の注の厚生労働大臣が定める者

日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者

(6)・(7) (略)

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所

(5)・(6) (略)

(7) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所

療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（四及び五については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から7までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から7までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から7までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数
- (四)・(五) (略)

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)

a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	691単位
ii 要介護2	794単位
iii 要介護3	1,017単位
iv 要介護4	1,112単位
v 要介護5	1,197単位

b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	719単位
ii 要介護2	827単位
iii 要介護3	1,060単位
iv 要介護4	1,159単位
v 要介護5	1,248単位

c 病院療養病床短期入所療養介護費(iii)

i 要介護1	709単位
ii 要介護2	815単位

療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から6までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数
- (二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から6までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数
- (三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から6までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数
- (四)・(五) (略)

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 病院療養病床短期入所療養介護費(I)

a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)

i 要介護1	691単位
ii 要介護2	794単位
iii 要介護3	1,017単位
iv 要介護4	1,112単位
v 要介護5	1,197単位

b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1	719単位
ii 要介護2	827単位
iii 要介護3	1,060単位
iv 要介護4	1,159単位
v 要介護5	1,248単位

c 病院療養病床短期入所療養介護費(iii)

i 要介護1	709単位
ii 要介護2	815単位

iii 要介護 3	1,045単位
iv 要介護 4	1,142単位
v 要介護 5	1,230単位
d 病院療養病床短期入所療養介護費(iv)	
i 要介護 1	795単位
ii 要介護 2	898単位
iii 要介護 3	1,121単位
iv 要介護 4	1,216単位
v 要介護 5	1,301単位
e 病院療養病床短期入所療養介護費(v)	
i 要介護 1	828単位
ii 要介護 2	936単位
iii 要介護 3	1,169単位
iv 要介護 4	1,268単位
v 要介護 5	1,357単位
f 病院療養病床短期入所療養介護費(vi)	
i 要介護 1	816単位
ii 要介護 2	923単位
iii 要介護 3	1,152単位
iv 要介護 4	1,249単位
v 要介護 5	1,337単位
(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(II)	
a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	636単位
ii 要介護 2	739単位
iii 要介護 3	891単位
iv 要介護 4	1,037単位
v 要介護 5	1,077単位
b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	651単位

iii 要介護 3	1,045単位
iv 要介護 4	1,142単位
v 要介護 5	1,230単位
d 病院療養病床短期入所療養介護費(iv)	
i 要介護 1	795単位
ii 要介護 2	898単位
iii 要介護 3	1,121単位
iv 要介護 4	1,216単位
v 要介護 5	1,301単位
e 病院療養病床短期入所療養介護費(v)	
i 要介護 1	828単位
ii 要介護 2	936単位
iii 要介護 3	1,169単位
iv 要介護 4	1,268単位
v 要介護 5	1,357単位
f 病院療養病床短期入所療養介護費(vi)	
i 要介護 1	816単位
ii 要介護 2	923単位
iii 要介護 3	1,152単位
iv 要介護 4	1,249単位
v 要介護 5	1,337単位
(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(II)	
a 病院療養病床短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	636単位
ii 要介護 2	739単位
iii 要介護 3	891単位
iv 要介護 4	1,037単位
v 要介護 5	1,077単位
b 病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	651単位

ii	要介護 2	757単位
iii	要介護 3	912単位
iv	要介護 4	1,062単位
v	要介護 5	1,103単位
c	病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)	
i	要介護 1	741単位
ii	要介護 2	844単位
iii	要介護 3	995単位
iv	要介護 4	1,142単位
v	要介護 5	1,181単位
d	病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ)	
i	要介護 1	759単位
ii	要介護 2	864単位
iii	要介護 3	1,019単位
iv	要介護 4	1,169単位
v	要介護 5	1,209単位
(三)	病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	病院療養病床短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	614単位
ii	要介護 2	720単位
iii	要介護 3	863単位
iv	要介護 4	1,012単位
v	要介護 5	1,051単位
b	病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	720単位
ii	要介護 2	825単位
iii	要介護 3	969単位
iv	要介護 4	1,118単位
v	要介護 5	1,157単位
(2)	病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	

ii	要介護 2	757単位
iii	要介護 3	912単位
iv	要介護 4	1,062単位
v	要介護 5	1,103単位
c	病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)	
i	要介護 1	741単位
ii	要介護 2	844単位
iii	要介護 3	995単位
iv	要介護 4	1,142単位
v	要介護 5	1,181単位
d	病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ)	
i	要介護 1	759単位
ii	要介護 2	864単位
iii	要介護 3	1,019単位
iv	要介護 4	1,169単位
v	要介護 5	1,209単位
(三)	病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	病院療養病床短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	614単位
ii	要介護 2	720単位
iii	要介護 3	863単位
iv	要介護 4	1,012単位
v	要介護 5	1,051単位
b	病院療養病床短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	720単位
ii	要介護 2	825単位
iii	要介護 3	969単位
iv	要介護 4	1,118単位
v	要介護 5	1,157単位
(2)	病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	

(一) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)	
a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	700単位
ii 要介護 2	804単位
iii 要介護 3	947単位
iv 要介護 4	1,033単位
v 要介護 5	1,120単位
b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	805単位
ii 要介護 2	910単位
iii 要介護 3	1,052単位
iv 要介護 4	1,139単位
v 要介護 5	1,225単位
(二) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)	
a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	700単位
ii 要介護 2	804単位
iii 要介護 3	907単位
iv 要介護 4	994単位
v 要介護 5	1,080単位
b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	805単位
ii 要介護 2	910単位
iii 要介護 3	1,012単位
iv 要介護 4	1,098単位
v 要介護 5	1,186単位
(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)	
a 要介護 1	817単位
b 要介護 2	920単位

(一) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)	
a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	700単位
ii 要介護 2	804単位
iii 要介護 3	947単位
iv 要介護 4	1,033単位
v 要介護 5	1,120単位
b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	805単位
ii 要介護 2	910単位
iii 要介護 3	1,052単位
iv 要介護 4	1,139単位
v 要介護 5	1,225単位
(二) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)	
a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	700単位
ii 要介護 2	804単位
iii 要介護 3	907単位
iv 要介護 4	994単位
v 要介護 5	1,080単位
b 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	805単位
ii 要介護 2	910単位
iii 要介護 3	1,012単位
iv 要介護 4	1,098単位
v 要介護 5	1,186単位
(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）	
(一) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)	
a 要介護 1	817単位
b 要介護 2	920単位

c 要介護 3	1,143単位
d 要介護 4	1,238単位
e 要介護 5	1,323単位
(二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 要介護 1	845単位
b 要介護 2	953単位
c 要介護 3	1,186単位
d 要介護 4	1,285単位
e 要介護 5	1,374単位
(三) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a 要介護 1	835単位
b 要介護 2	941単位
c 要介護 3	1,171単位
d 要介護 4	1,268単位
e 要介護 5	1,356単位
(四) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a 要介護 1	817単位
b 要介護 2	920単位
c 要介護 3	1,143単位
d 要介護 4	1,238単位
e 要介護 5	1,323単位
(五) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅴ)	
a 要介護 1	845単位
b 要介護 2	953単位
c 要介護 3	1,186単位
d 要介護 4	1,285単位
e 要介護 5	1,374単位
(六) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅵ)	
a 要介護 1	835単位
b 要介護 2	941単位

c 要介護 3	1,143単位
d 要介護 4	1,238単位
e 要介護 5	1,323単位
(二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 要介護 1	845単位
b 要介護 2	953単位
c 要介護 3	1,186単位
d 要介護 4	1,285単位
e 要介護 5	1,374単位
(三) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a 要介護 1	835単位
b 要介護 2	941単位
c 要介護 3	1,171単位
d 要介護 4	1,268単位
e 要介護 5	1,356単位
(四) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a 要介護 1	817単位
b 要介護 2	920単位
c 要介護 3	1,143単位
d 要介護 4	1,238単位
e 要介護 5	1,323単位
(五) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅴ)	
a 要介護 1	845単位
b 要介護 2	953単位
c 要介護 3	1,186単位
d 要介護 4	1,285単位
e 要介護 5	1,374単位
(六) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅵ)	
a 要介護 1	835単位
b 要介護 2	941単位

- | | |
|---------|---------|
| c 要介護 3 | 1,171単位 |
| d 要介護 4 | 1,268単位 |
| e 要介護 5 | 1,356単位 |
- (4) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（1日につき）
- （一）ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)
- | | |
|---------|---------|
| a 要介護 1 | 817単位 |
| b 要介護 2 | 920単位 |
| c 要介護 3 | 1,056単位 |
| d 要介護 4 | 1,141単位 |
| e 要介護 5 | 1,226単位 |
- （二）ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)
- | | |
|---------|---------|
| a 要介護 1 | 817単位 |
| b 要介護 2 | 920単位 |
| c 要介護 3 | 1,056単位 |
| d 要介護 4 | 1,141単位 |
| e 要介護 5 | 1,226単位 |
- (5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費
- （一）3時間以上4時間未満 654単位
- （二）4時間以上6時間未満 905単位
- （三）6時間以上8時間未満 1,257単位

注1 (1)から(4)までについて、療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に

- | | |
|---------|---------|
| c 要介護 3 | 1,171単位 |
| d 要介護 4 | 1,268単位 |
| e 要介護 5 | 1,356単位 |
- (4) ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費（1日につき）
- （一）ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)
- | | |
|---------|---------|
| a 要介護 1 | 817単位 |
| b 要介護 2 | 920単位 |
| c 要介護 3 | 1,056単位 |
| d 要介護 4 | 1,141単位 |
| e 要介護 5 | 1,226単位 |
- （二）ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)
- | | |
|---------|---------|
| a 要介護 1 | 817単位 |
| b 要介護 2 | 920単位 |
| c 要介護 3 | 1,056単位 |
| d 要介護 4 | 1,141単位 |
| e 要介護 5 | 1,226単位 |
- (5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費
- （一）3時間以上4時間未満 654単位
- （二）4時間以上6時間未満 905単位
- （三）6時間以上8時間未満 1,257単位

注1 (1)から(4)までについて、療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、

応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2～13 (略)

(6) 療養食加算 8単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数を加算する。

イ～ハ (略)

(7) 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 認知症専門ケア加算(I) 3単位

(二) 認知症専門ケア加算(II) 4単位

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

短期入所生活介護費、短期入所療養介護費（認知症病棟を有する病院における短期入所療養介護費を除く。）、特定施設入居者生活介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、

利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2～13 (略)

(6) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ～ハ (略)

(新設)

介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス（認知症病棟を有する病院における介護療養施設サービスを除く。）、介護医療院サービス、介護予防短期入所生活介護費、介護予防短期入所療養介護費（認知症病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費を除く。）、介護予防特定施設入居者生活介護費及び介護予防認知症対応型共同生活介護費における認知症専門ケア加算の基準

イ 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下「対象者」という。）の占める割合が二分の一以上であること。
- (2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者（短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を提供する場合にあっては、別に厚生労働大臣が定める者を含む。）を、対象者の数が二十人未満である場合にあっては、一以上、当該対象者の数が二十人以上である場合にあっては、一に、当該対象者の数が十九を超えて十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
- (3) 当該事業所又は施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。

ロ 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イの基準のいずれにも適合すること。

- (2) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者（短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を提供する場合にあっては、別に厚生労働大臣が定める者を含む。）を一名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
- (3) 当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。

※ 別に厚生労働大臣が定める利用者の内容は次のとおり。
指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(5)の注、ロ(7)の注、ハ(5)の注及びホ(10)の注の厚生労働大臣が定める者
日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者

(8)・(9) (略)

(10) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（四及び五については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(9)までにより算定した単

(7)・(8) (略)

(9) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(8)までにより算定した単

位数の1000分の26に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)から9までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から9までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(四)・(五) (略)

ハ 診療所における短期入所療養介護費

(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) 診療所短期入所療養介護費(I)

a 診療所短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	673単位
ii 要介護 2	722単位
iii 要介護 3	770単位
iv 要介護 4	818単位
v 要介護 5	867単位

b 診療所短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	700単位
ii 要介護 2	752単位
iii 要介護 3	802単位
iv 要介護 4	852単位
v 要介護 5	903単位

c 診療所短期入所療養介護費(iii)

i 要介護 1	691単位
ii 要介護 2	741単位
iii 要介護 3	791単位
iv 要介護 4	840単位
v 要介護 5	890単位

d 診療所短期入所療養介護費(iv)

i 要介護 1	777単位
ii 要介護 2	825単位

位数の1000分の26に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1)から8までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1)から8までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(四)・(五) (略)

ハ 診療所における短期入所療養介護費

(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)

(一) 診療所短期入所療養介護費(I)

a 診療所短期入所療養介護費(i)

i 要介護 1	673単位
ii 要介護 2	722単位
iii 要介護 3	770単位
iv 要介護 4	818単位
v 要介護 5	867単位

b 診療所短期入所療養介護費(ii)

i 要介護 1	700単位
ii 要介護 2	752単位
iii 要介護 3	802単位
iv 要介護 4	852単位
v 要介護 5	903単位

c 診療所短期入所療養介護費(iii)

i 要介護 1	691単位
ii 要介護 2	741単位
iii 要介護 3	791単位
iv 要介護 4	840単位
v 要介護 5	890単位

d 診療所短期入所療養介護費(iv)

i 要介護 1	777単位
ii 要介護 2	825単位

iii 要介護 3	875単位
iv 要介護 4	922単位
v 要介護 5	971単位
e 診療所短期入所療養介護費(v)	
i 要介護 1	809単位
ii 要介護 2	860単位
iii 要介護 3	911単位
iv 要介護 4	961単位
v 要介護 5	1,012単位
f 診療所短期入所療養介護費(vi)	
i 要介護 1	798単位
ii 要介護 2	848単位
iii 要介護 3	898単位
iv 要介護 4	947単位
v 要介護 5	998単位
(二) 診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 診療所短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	596単位
ii 要介護 2	640単位
iii 要介護 3	683単位
iv 要介護 4	728単位
v 要介護 5	771単位
b 診療所短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	702単位
ii 要介護 2	745単位
iii 要介護 3	789単位
iv 要介護 4	832単位
v 要介護 5	876単位
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費(1日につき)	
(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)	

iii 要介護 3	875単位
iv 要介護 4	922単位
v 要介護 5	971単位
e 診療所短期入所療養介護費(v)	
i 要介護 1	809単位
ii 要介護 2	860単位
iii 要介護 3	911単位
iv 要介護 4	961単位
v 要介護 5	1,012単位
f 診療所短期入所療養介護費(vi)	
i 要介護 1	798単位
ii 要介護 2	848単位
iii 要介護 3	898単位
iv 要介護 4	947単位
v 要介護 5	998単位
(二) 診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a 診療所短期入所療養介護費(i)	
i 要介護 1	596単位
ii 要介護 2	640単位
iii 要介護 3	683単位
iv 要介護 4	728単位
v 要介護 5	771単位
b 診療所短期入所療養介護費(ii)	
i 要介護 1	702単位
ii 要介護 2	745単位
iii 要介護 3	789単位
iv 要介護 4	832単位
v 要介護 5	876単位
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費(1日につき)	
(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)	

a	要介護 1	798単位
b	要介護 2	847単位
c	要介護 3	895単位
d	要介護 4	943単位
e	要介護 5	992単位
(二)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	要介護 1	825単位
b	要介護 2	877単位
c	要介護 3	927単位
d	要介護 4	977単位
e	要介護 5	1,028単位
(三)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	要介護 1	816単位
b	要介護 2	866単位
c	要介護 3	916単位
d	要介護 4	965単位
e	要介護 5	1,015単位
(四)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a	要介護 1	798単位
b	要介護 2	847単位
c	要介護 3	895単位
d	要介護 4	943単位
e	要介護 5	992単位
(五)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅴ)	
a	要介護 1	825単位
b	要介護 2	877単位
c	要介護 3	927単位
d	要介護 4	977単位
e	要介護 5	1,028単位
(六)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅵ)	

a	要介護 1	798単位
b	要介護 2	847単位
c	要介護 3	895単位
d	要介護 4	943単位
e	要介護 5	992単位
(二)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	要介護 1	825単位
b	要介護 2	877単位
c	要介護 3	927単位
d	要介護 4	977単位
e	要介護 5	1,028単位
(三)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	要介護 1	816単位
b	要介護 2	866単位
c	要介護 3	916単位
d	要介護 4	965単位
e	要介護 5	1,015単位
(四)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅳ)	
a	要介護 1	798単位
b	要介護 2	847単位
c	要介護 3	895単位
d	要介護 4	943単位
e	要介護 5	992単位
(五)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅴ)	
a	要介護 1	825単位
b	要介護 2	877単位
c	要介護 3	927単位
d	要介護 4	977単位
e	要介護 5	1,028単位
(六)	ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅵ)	

a 要介護 1	816単位
b 要介護 2	866単位
c 要介護 3	916単位
d 要介護 4	965単位
e 要介護 5	1,015単位

(3) 特定診療所短期入所療養介護費

(一) 3時間以上4時間未満	654単位
(二) 4時間以上6時間未満	905単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,257単位

注 1～4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、1日につき25単位を所定単位数から減算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。
指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のハ
(1)から(3)までの注5における別に厚生労働大臣が定める施設基準
指定短期入所療養介護事業所において食堂を有していないこと
 ○

6～12 (略)

(4) 療養食加算 8単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数を加算する。

イ～ハ (略)

(5) 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都

a 要介護 1	816単位
b 要介護 2	866単位
c 要介護 3	916単位
d 要介護 4	965単位
e 要介護 5	1,015単位

(3) 特定診療所短期入所療養介護費

(一) 3時間以上4時間未満	654単位
(二) 4時間以上6時間未満	905単位
(三) 6時間以上8時間未満	1,257単位

注 1～4 (略)

(新設)

5～11 (略)

(4) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ～ハ (略)

(新設)

道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 認知症専門ケア加算(I) 3単位

(二) 認知症専門ケア加算(II) 4単位

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

短期入所生活介護費、短期入所療養介護費（認知症病棟を有する病院における短期入所療養介護費を除く。）、特定施設入居者生活介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス（認知症病棟を有する病院における介護療養施設サービスを除く。）、介護医療院サービス、介護予防短期入所生活介護費、介護予防短期入所療養介護費（認知症病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費を除く。）、介護予防特定施設入居者生活介護費及び介護予防認知症対応型共同生活介護費における認知症専門ケア加算の基準

イ 認知症専門ケア加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下「対象者」という。）の占める割合が二分の一以上であること。

(2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者（短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、

地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を提供する場合にあっては、別に厚生労働大臣が定める者を含む。)を、対象者の数が二十人未満である場合にあっては、一以上、当該対象者の数が二十人以上である場合にあっては、一に、当該対象者の数が十九を超えて十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。

(3) 当該事業所又は施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。

ロ 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イの基準のいずれにも適合すること。

(2) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者（短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を提供する場合にあっては、別に厚生労働大臣が定める者を含む。）を一名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。

(3) 当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。

※ 別に厚生労働大臣が定める利用者の内容は次のとおり。

指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(5)の注、ロ(7)の注、ハ(5)の注及びホ(10)の注の厚生労働大臣が定める者

日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる
ことから介護を必要とする認知症の者

(6)・(7) (略)

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（四及び五については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(四)・(五) (略)

ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1)～(4) (略)

(5) 療養食加算 8単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数を加算する。

イ～ハ (略)

(5)・(6) (略)

(7) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(四)・(五) (略)

ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1)～(4) (略)

(5) 療養食加算 23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ～ハ (略)

(6)・(7) (略)

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（四及び五については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)～(五) (略)

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

(1) I型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）

(一) I型介護医療院短期入所療養介護費(I)

a I型介護医療院短期入所療養介護(i)

i	要介護1	744単位
ii	要介護2	852単位
iii	要介護3	1,085単位
iv	要介護4	1,184単位
v	要介護5	1,273単位

b I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i	要介護1	853単位
ii	要介護2	961単位
iii	要介護3	1,194単位
iv	要介護4	1,293単位
v	要介護5	1,382単位

(二) I型介護医療院短期入所療養介護費(II)

a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i	要介護1	734単位
ii	要介護2	840単位

(6)・(7) (略)

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一)～(五) (略)

(新設)

iii	要介護 3	1,070単位
iv	要介護 4	1,167単位
v	要介護 5	1,255単位
b	<u>I 型介護医療院短期入所療養介護費(ii)</u>	
i	要介護 1	841単位
ii	要介護 2	948単位
iii	要介護 3	1,177単位
iv	要介護 4	1,274単位
v	要介護 5	1,362単位
(三)	<u>I 型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)</u>	
a	<u>I 型介護医療院短期入所療養介護費(i)</u>	
i	要介護 1	718単位
ii	要介護 2	824単位
iii	要介護 3	1,054単位
iv	要介護 4	1,151単位
v	要介護 5	1,239単位
b	<u>I 型介護医療院短期入所療養介護費(ii)</u>	
i	要介護 1	825単位
ii	要介護 2	932単位
iii	要介護 3	1,161単位
iv	要介護 4	1,258単位
v	要介護 5	1,346単位
(2)	<u>Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）</u>	
(一)	<u>Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(I)</u>	
a	<u>Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(i)</u>	
i	要介護 1	699単位
ii	要介護 2	793単位
iii	要介護 3	997単位
iv	要介護 4	1,084単位
v	要介護 5	1,162単位

b	Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)	
i	要介護 1	808単位
ii	要介護 2	902単位
iii	要介護 3	1,106単位
iv	要介護 4	1,193単位
v	要介護 5	1,271単位
(二)	Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	683単位
ii	要介護 2	777単位
iii	要介護 3	981単位
iv	要介護 4	1,068単位
v	要介護 5	1,146単位
b	Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)	
i	要介護 1	792単位
ii	要介護 2	886単位
iii	要介護 3	1,090単位
iv	要介護 4	1,177単位
v	要介護 5	1,255単位
(三)	Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)	
a	Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	672単位
ii	要介護 2	766単位
iii	要介護 3	970単位
iv	要介護 4	1,057単位
v	要介護 5	1,135単位
b	Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)	
i	要介護 1	781単位
ii	要介護 2	875単位
iii	要介護 3	1,079単位

iv	要介護 4	1,166単位
v	要介護 5	1,244単位
(3)	特別介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	I型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a	I型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	685単位
ii	要介護 2	785単位
iii	要介護 3	1,004単位
iv	要介護 4	1,096単位
v	要介護 5	1,180単位
b	I型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	786単位
ii	要介護 2	888単位
iii	要介護 3	1,105単位
iv	要介護 4	1,198単位
v	要介護 5	1,281単位
(二)	II型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a	II型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	640単位
ii	要介護 2	730単位
iii	要介護 3	924単位
iv	要介護 4	1,007単位
v	要介護 5	1,081単位
b	II型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	744単位
ii	要介護 2	834単位
iii	要介護 3	1,028単位
iv	要介護 4	1,110単位
v	要介護 5	1,184単位
(4)	ユニット型 I 型介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	

(一) ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)	
a	ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(i)
i	要介護 1 870単位
ii	要介護 2 978単位
iii	要介護 3 1,211単位
iv	要介護 4 1,310単位
v	要介護 5 1,399単位
b	ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ii)
i	要介護 1 870単位
ii	要介護 2 978単位
iii	要介護 3 1,211単位
iv	要介護 4 1,310単位
v	要介護 5 1,399単位
(二) ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)	
a	ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(i)
i	要介護 1 860単位
ii	要介護 2 966単位
iii	要介護 3 1,196単位
iv	要介護 4 1,293単位
v	要介護 5 1,381単位
b	ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ii)
i	要介護 1 860単位
ii	要介護 2 966単位
iii	要介護 3 1,196単位
iv	要介護 4 1,293単位
v	要介護 5 1,381単位
(5) ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費（１日につき）	
(一) ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(i)	
a	要介護 1 869単位
b	要介護 2 969単位

c	要介護 3	1,185単位
d	要介護 4	1,277単位
e	要介護 5	1,360単位
(二)	ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
a	要介護 1	869単位
b	要介護 2	969単位
c	要介護 3	1,185単位
d	要介護 4	1,277単位
e	要介護 5	1,360単位
(6)	ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費（1日につき）	
(一)	ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a	ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	820単位
ii	要介護 2	920単位
iii	要介護 3	1,139単位
iv	要介護 4	1,231単位
v	要介護 5	1,314単位
b	ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)	
i	要介護 1	820単位
ii	要介護 2	920単位
iii	要介護 3	1,139単位
iv	要介護 4	1,231単位
v	要介護 5	1,314単位
(二)	ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費	
a	ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)	
i	要介護 1	828単位
ii	要介護 2	923単位
iii	要介護 3	1,128単位
iv	要介護 4	1,216単位
v	要介護 5	1,294単位

b) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)

<u>i) 要介護 1</u>	<u>828単位</u>
<u>ⅱ) 要介護 2</u>	<u>923単位</u>
<u>ⅲ) 要介護 3</u>	<u>1,128単位</u>
<u>ⅳ) 要介護 4</u>	<u>1,216単位</u>
<u>v) 要介護 5</u>	<u>1,294単位</u>

(7) 特定介護医療院短期入所療養介護

<u>(一) 3時間以上4時間未満</u>	<u>654単位</u>
<u>(二) 4時間以上6時間未満</u>	<u>905単位</u>
<u>(三) 6時間以上8時間未満</u>	<u>1,257単位</u>

注 1 (1)から(6)までについて、介護医療院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る療養棟（指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する療養棟をいう。注2において同じ。）において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、薬剤師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。

指定短期入所療養介護の施設基準

イ～カ (略)

ヨ I型介護医療院短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入

所療養介護の施設基準

(1) I型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 併設型小規模介護医療院（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号。以下「介護医療院基準」という。）第四条第七項に規定する併設型小規模介護医療院をいう。以下同じ。）以外の介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあっては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

a I型療養床（介護医療院基準第三条第二号に規定するI型療養床をいう。以下この号及び第六十八号において同じ。）を有する介護医療院であること。

b 当該指定短期入所療養介護を行うI型療養床に係る療養棟（以下「I型療養棟」という。）における看護職員の数が、常勤換算方法（介護医療院基準第四条第一項第三号に規定する常勤換算方法をいう。以下この号及び第六十八号において同じ。）で、入所者等（当該療養棟における指定短期入所療養介護の利用者及び入所者をいう。以下このヨにおいて同じ。）の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

c I型療養棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、入所者等の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

d bにより算出した看護職員の最小必要数の二割以上は看護師であること。

e 通所介護費等の算定方法第四号ニに規定する基準に該当しないこと。

f 入所者等に対し、生活機能を維持改善するリハビリテーションを実施していること。

g 地域に貢献する活動を行っていること。

- h 次のいずれにも適合していること。
 - i 算定日の属する月の前三月間における入所者等のうち、重篤な身体疾病を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者の占める割合が百分の五十以上であること。
 - ii 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、喀痰吸引、経管栄養又はインスリン注射が実施された者の占める割合が百分の五十以上であること。
- i 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の十以上であること。
 - i 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。
 - ii 入所者等又はその家族等の同意を得て、当該入所者等のターミナルケアに係る計画が作成されていること。
 - iii 医師、看護職員、介護職員等が共同して、入所者等の状態又は家族等の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族等への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。
- (二) 併設型小規模介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあっては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。
 - a (一) a、b、f 及び g に該当するものであること。
 - b I 型療養棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、入所者等の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。
 - c 通所介護費等の算定方法第四号ニに規定する基準に該当しないこと。
 - d 次のいずれにも適合していること。

- i 算定日の属する月の前三月間における入所者等のうち、重篤な身体疾病を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者の占める割合が百分の五十以上であること。
 - ii 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、喀痰吸引、経管栄養又はインスリン注射が実施された者の占める割合が百分の五十以上であること。
 - e 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の十以上であること。
 - i 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。
 - ii 入所者等又はその家族等の同意を得て、当該入所者等のターミナルケアに係る計画が作成されていること。
 - iii 医師、看護職員、介護職員等が共同して、入所者等の状態又は家族等の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族等への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。
- (2) I型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一) 併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。
- a (1)(一)aからgまでに該当するものであること。
 - b 次のいずれにも適合していること。
 - i 算定日の属する月の前三月間における入所者等のうち、重篤な身体疾病を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者の占める割合が百分の五十以上であること。

- ii 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、喀痰吸引、経管栄養又はインスリン注射が実施された者の占める割合が百分の三十以上であること。
 - c 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の五以上であること。
 - i 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。
 - ii 入所者等又はその家族等の同意を得て、当該入所者等のターミナルケアに係る計画が作成されていること
 - iii 医師、看護職員、介護職員等が共同して、入所者等の状態又は家族等の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族等への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。
- (二) 併設型小規模介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。
 - a (1)(二) a から c までに該当するものであること。
 - b 次のいずれにも適合していること。
 - i 算定日の属する月の前三月間における入所者等のうち、重篤な身体疾病を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者の占める割合が百分の五十以上であること。
 - ii 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、喀痰吸引、経管栄養又はインスリン注射が実施された者の占める割合が百分の三十以上であること。
 - c 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の五以上であること。

i 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。

ii 入所者等又はその家族等の同意を得て、当該入所者等のターミナルケアに係る計画が作成されていること

iii 医師、看護職員、介護職員等が共同して、入所者等の状態又は家族等の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族等への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。

(3) I型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準（併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う介護医療院サービスに限る。）

(一) (1)(一)a、b及びdからgまで並びに(2)(一)b及びcに該当するものであること。

(二) I型療養棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、入所者等の数の合計数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。

タ II型介護医療院短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) II型介護医療院短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあっては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

a II型療養床（介護医療院基準第三条第三号に規定するII型療養床をいう。第六十八号において同じ。）を有する介護医療院であること。

b 当該指定短期入所療養介護を行うII型療養床に係る療養棟（以下「II型療養棟」という。）における看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者等（当該療養棟におけ

る指定短期入所療養介護の利用者及び入所者をいう。以下このタにおいて同じ。）の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

c Ⅱ型療養棟における介護職員の数、常勤換算方法で、入所者等の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

d 通所介護費等の算定方法第四号ニに規定する基準に該当しないこと。

e 次のいずれかに適合していること。

i 算定日の属する月の前三月間における入所者等のうち、著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が百分の二十以上であること。

ii 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、喀痰吸引又は経管栄養が実施された者の占める割合が百分の十五以上であること。

iii 算定日の属する月の前三月間における入所者等のうち、著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患又は日常生活に支障を来すような症状、行動若しくは意思疎通の困難さが頻繁に見られ、専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合が百分の二十五以上であること。

f 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者に対し、入所者等又はその家族等の同意を得て、当該入所者等のターミナルケアに係る計画を作成し、医師、看護職員、介護職員等が共同して、入所者等の状態又は家族等の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族等への説明を行い、同意を得てターミナルケアを行う体制であること。

(二) 併設型小規模介護医療院が行う指定短期入所療養介護の

施設基準

a (一)a、b及びfに該当するものであること。

b II型療養棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、入所者等の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

c 通所介護費等の算定方法第四号二に規定する基準に該当しないこと。

d 次のいずれかに適合していること。

i 算定日の属する月の前三月間における入所者等のうち、著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合に、十九を当該併設型小規模介護医療院におけるII型療養床の数で除した数との積が百分の二十以上であること。

ii 算定日^{かべたん}が属する月の前三月間における入所者等のうち、喀痰吸引又は経管栄養が実施された者の占める割合に、十九を当該併設型小規模介護医療院におけるII型療養床の数で除した数との積が百分の十五以上であること。

iii 算定日の属する月の前三月間における入所者等のうち、著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患又は日常生活に支障を来すような症状、行動若しくは意思疎通の困難さが頻繁に見られ、専門医療を必要とする認知症高齢者の占める割合に、十九を当該併設型小規模介護医療院におけるII型療養床の数で除した数との積が百分の二十五以上であること。

(2) II型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準（併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う指定短期入所療養介護に限る。）

(一) (1)(一)a、b及びdからfまでに該当するものであること

○
(二) Ⅱ型療養棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、入所者等の数の合計数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準（併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う指定短期入所療養介護に限る。）

(一) (1)(一) a、b 及び d から f までに該当するものであること

○
(二) Ⅱ型療養棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、入所者等の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

レ 特別介護医療院短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) I 型特別介護医療院指定短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合していること。

a ヨ(1)(一) a、b、d 並びに e 及びヨ(3)(二)に該当するものであること。

b ヨ(1)から(3)までのいずれにも該当しないものであること。

(二) 併設型小規模介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合していること。

a ヨ(1)(一) a、b 及び e 並びにヨ(1)(二) b に該当するものであること。

b ヨ(1)から(3)までのいずれにも該当しないものであること。

(2) II型特別介護医療院指定短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合していること。

a タ(1)(一)a、b及びd並びにタ(1)(二)bに該当するものであること。

b タ(1)から(3)までのいずれにも該当しないものであること。

(二) 併設型小規模介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合していること。

a タ(1)(一)a、b及びd並びにタ(1)(二)bに該当するものであること。

b タ(1)から(3)までのいずれにも該当しないものであること。

ソ ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 併設型小規模ユニット型介護医療院（併設型小規模介護医療院のうち、ユニット（介護医療院基準第四十三条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）以外のユニット型介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合は、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

a ヨ(1)(一)aからdまで及びfからiまでに該当するものであること。

b 通所介護費等の算定方法第四号ニに規定する基準に該

当しないこと。

(二) 併設型小規模ユニット型介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合していること。

i Ⅱ(1)(二) a、b、d 及び e に該当するものであること。

ii 通所介護費等の算定方法第四号ニに規定する基準に該当しないこと。

(2) ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 併設型小規模ユニット型介護医療院以外のユニット型介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合していること。

a Ⅱ(1)(一) a から d まで、f 及び g 並びにⅡ(2)(一) b 及び c に該当するものであること。

b 通所介護費等の算定方法第四号ニに規定する基準に該当しないこと。

(二) 併設型小規模ユニット型介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあつては、Ⅱ(2)(二) a から c までに該当するものであること。

ツ ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 併設型小規模ユニット型介護医療院以外のユニット型介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合していること。

a Ⅱ(1)(一) a から c まで、e 及び f に該当していること。

b 通所介護費等の算定方法第四号ニに規定する基準に該当しないこと。

(二) 併設型小規模ユニット型介護医療院が行う指定短期入所

療養介護の場合にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合していること。

a タ(1)(㉔) a、b 及び d に該当するものであること。

b 通所介護費等の算定方法第四号ニに規定する基準に該当しないこと。

ネ ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 併設型小規模ユニット型介護医療院以外のユニット型介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合は、次に掲げる基準のいずれにも適合していること。

a ヨ(1)(一) a から e に該当するものであること。

b ソに該当しないものであること。

(二) 併設型小規模ユニット型介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合していること。

a ヨ(1)(一) a、b、d 及び e 並びにヨ(1)(二) b に該当するものであること。

b ソに該当しないものであること。

(2) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 併設型小規模ユニット型介護医療院以外のユニット型介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合していること。

a タ(1)(一) a から d までに該当するものであること。

b ツに該当しないものであること。

(二) 併設型小規模ユニット型介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合していること。

a タ(1)(一) a、b 及び d 並びにタ(1)(二) b に該当するものであること。

b ツに該当しないこと。

ナ 特定介護医療院短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

ヨからネまでのいずれかに該当するものであること。

ナ 特定介護医療院短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

ヨからツまでのいずれかに該当するものであること。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。

指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)若しくは(ii)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(IV)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)、病院療養病床短期入所療養介護費(I)の病院療養病床短期入所療養介護費(i)、(ii)若しくは(iii)、病院療養病床短期入所療養介護費(II)の病院療養病床短期入所療養介護費(i)若しくは(ii)、病院療養病床短期入所療養介護費(III)の病院療養病床短期入所療養介護費(i)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(II)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(i)、診療所短期入所療養介護費(I)の診療所短期入所療養介護費(i)、(ii)若しくは(iii)、診療所短期入所療養介護費(II)の診療所短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(II)の認知症疾患型短期入所

療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)、Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)のⅠ型介護医療院サービス費(i)、Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)のⅠ型介護医療院短期入所療養介護費(i)若しくはⅠ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)のⅠ型介護医療院短期入所療養介護費(i)、Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)のⅡ型介護医療院短期入所療養介護費(i)、Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)のⅡ型介護医療院短期入所療養介護費(i)若しくはⅡ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)のⅡ型介護医療院短期入所療養介護費(i)又はⅠ型特別介護医療院短期入所療養介護費のⅠ型介護医療院短期入所療養介護費(i)若しくはⅡ型特別介護医療院短期入所療養介護費のⅡ型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット（指定居宅サービス等基準第百五十五条の二、介護老人保健施設基準第三十九条又は健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第三十七条に規定するユニットをいう。以下この号において同じ。）に属さない療養室又は病室（介護老人保健施設基準第三条第二項第一号若しくは介護医療院基準第五条第二項第一号に掲げる療養室又は指定介護療養型医療施設基準第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項に規定する病室をいう。ロにおいて同じ。）（定員が一人のものに限る。）の利用者に対して行われるものであること。

ロ 介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)若しくは(Ⅳ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ)、(Ⅴ)若しくは(Ⅵ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)若しくは(Ⅳ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)、診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)の診療所短期入所療養介護費(Ⅳ)、(Ⅴ)若しくは(Ⅵ)、診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)の診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅰ)の認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅳ)の認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅴ)の認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症患者型経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)、Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)のⅠ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)、Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)のⅠ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくはⅠ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)のⅠ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)、Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)のⅡ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)、Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)のⅡ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくはⅡ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)のⅡ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)又はⅠ型特別介護医療院短期入

所療養介護費のⅠ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)若しくはⅡ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない療養室又は病室（定員が二人以上のものに限る。）の利用者に対して行われるものであること。

ハ ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ)若しくは(ⅱ)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ)、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)、(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)、ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)、ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)、(Ⅱ)若しくは(Ⅲ)、ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ⅰ)、ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)若しくはユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)のユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)、ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費のユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)又はユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費のユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)若しくはユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費のユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅰ)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等（指定居宅サービス等基準第百五

十五条の二に規定する療養室等をいう。ニにおいて同じ。）（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)、介護医療院基準第四十五条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第百三十九号。以下「指定居宅サービス基準改正省令」という。）附則第五条第一項又は附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものに限る。）の利用者に対して行われるものであること。

ニ ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)若しくは(Ⅳ)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ)、(Ⅴ)若しくは(Ⅵ)、ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型診療所短期入所療養介護費(Ⅳ)、(Ⅴ)若しくは(Ⅵ)、ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)のユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)のユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(I)のユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくはユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)のユニット型Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)、ユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(I)のユニット型Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)又はユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費の

ユニット型Ⅰ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)若しくはユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費のユニット型Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する療養室等（介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(ⅱ)、介護医療院基準第四十五条第二項第一号イ(3)(ⅱ)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(ⅱ)、第四十条第二項第一号イ(3)(ⅱ)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(ⅱ)を満たすものに限るものとし、介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(3)(i)、第四十条第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一条第二項第一号イ(3)(i)（指定居宅サービス基準改正省令附則第五条第一項又は附則第七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を満たすものを除く。）の利用者に対して行われるものであること。

2 (7)について、介護医療院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る療養棟において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、薬剤師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。
指定短期入所療養介護の施設基準

イ～カ (略)

ヨ 介護医療院短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) I型介護医療院短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 併設型小規模介護医療院（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号。以下「介護医療院基準」という。）第四条第七項に規定する併設型小規模介護医療院をいう。以下同じ。）以外の介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

a I型療養床（介護医療院基準第三条第二号に規定するI型療養床をいう。以下この号及び第六十八号において同じ。）を有する介護医療院であること。

b 当該指定短期入所療養介護を行うI型療養床に係る療養棟（以下「I型療養棟」という。）における看護職員の数、常勤換算方法で、入所者等（当該療養棟における指定短期入所療養介護の利用者及び入所者をいう。以下このヨにおいて同じ。）の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

c I型療養棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、入所者等の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

d bにより算出した看護職員の最小必要数の二割以上は看護師であること。

e 通所介護費等の算定方法第四号ニに規定する基準に該当しないこと。

f 入所者等に対し、生活機能を維持改善するリハビリテーションを実施していること。

g 地域に貢献する活動を行っていること。

- h 次のいずれにも適合していること。
 - i 算定日の属する月の前三月間における入所者等のうち、重篤な身体疾病を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者の占める割合が百分の五十以上であること。
 - ii 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、喀痰吸引、経管栄養又はインスリン注射が実施された者の占める割合が百分の五十以上であること。
- i 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の十以上であること。
 - i 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。
 - ii 入所者等又はその家族等の同意を得て、当該入所者等のターミナルケアに係る計画が作成されていること。
 - iii 医師、看護職員、介護職員等が共同して、入所者等の状態又は家族等の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族等への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。
- (二) 併設型小規模介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあっては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。
 - a (一) a、b、f 及び g に該当するものであること。
 - b I 型療養棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、入所者等の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。
 - c 通所介護費等の算定方法第四号ニに規定する基準に該当しないこと。
 - d 次のいずれにも適合していること。

- i 算定日の属する月の前三月間における入所者等のうち、重篤な身体疾病を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者の占める割合が百分の五十以上であること。
 - ii 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、喀痰吸引、経管栄養又はインスリン注射が実施された者の占める割合が百分の三十以上であること。
 - e 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の五以上であること。
 - i 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。
 - ii 入所者等又はその家族等の同意を得て、当該入所者等のターミナルケアに係る計画が作成されていること。
 - iii 医師、看護職員、介護職員等が共同して、入所者等の状態又は家族等の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族等への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。
- (2) I型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一) 併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあっては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。
- a (1) (一) a、b及びdからgまでに該当するものであること。
 - b 次のいずれにも適合していること。
 - i 算定日の属する月の前三月間における入所者等のうち、重篤な身体疾病を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者の占める割合が百分の五十以上である

こと。

ii 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、喀痰吸引、経管栄養又はインスリン注射が実施された者の占める割合が百分の三十以上であること。

c 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の五以上であること。

i 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。

ii 入所者等又はその家族等の同意を得て、当該入所者等のターミナルケアに係る計画が作成されていること。

iii 医師、看護職員、介護職員等が共同して、入所者等の状態又は家族等の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族等への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。

d I型療養棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、入所者等の数の合計数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。

(二) 併設型小規模介護医療院が行う指定短期入所療養介護の場合にあつては、次に掲げる規定のいずれにも適合していること。

a (1)(二) a から c までに該当するものであること。

b 次のいずれにも適合していること。

i 算定日の属する月の前三月間における入所者等のうち、重篤な身体疾病を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者の占める割合が百分の五十以上であること。

ii 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、喀痰吸引、経管栄養又はインスリン注射が実施さ

- れた者の占める割合が百分の三十以上であること。
- c 算定日が属する月の前三月間における入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が百分の五以上であること。
- i 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。
- ii 入所者等又はその家族等の同意を得て、当該入所者等のターミナルケアに係る計画が作成されていること。
- iii 医師、看護職員、介護職員等が共同して、入所者等の状態又は家族等の求め等に応じ随時、入所者等又はその家族等への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。
- (3) I型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅳ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準（併設型小規模介護医療院以外の介護医療院が行う介護医療院サービスに限る。）
- (一) (1)(一)a、b及びdからgまで並びに(2)(一)b及びcに該当するものであること。
- (二) I型療養棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、入所者等の数の合計数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。
- タ～ナ （略）

※ 別に厚生労働大臣が定める利用者の内容は次のとおり。

指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注2、ロ(1)から(5)までの注2、ハ(1)から(3)までの注2、ニ(1)から(4)までの注2及びホ(1)から(7)までの注2の厚生労働大臣が定める利用者

難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の利用者であつて

、サービスの提供に当たり、常時看護師による観察を必要とするもの

3 (4)から(6)までについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。
指定短期入所療養介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準
イ 日中については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
ロ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所について、療養環境減算として、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。

(一) 療養環境減算(I)	25単位
(二) 療養環境減算(II)	25単位

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。
指定短期入所療養介護における療養環境減算に係る施設基準
イ 療養環境減算(I)に係る施設基準

介護医療院の療養室（介護医療院基準第五条第二項第一号に規定する療養室をいう。以下この号、第二十一号の二及び第六十八号の二において同じ。）に隣接する廊下の幅が、内法による測定で、一・八メートル未満であること。（両側に療養室がある廊下の場合にあっては、内法による測定で、二・七メートル未満であること。）

ロ 療養環境減算Ⅱに係る施設基準

介護医療院の療養室に係る床面積の合計を入所定員で除した数が八未満であること。

5 (1)から(6)までについて、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 夜間勤務等看護Ⅰ 23単位

ロ 夜間勤務等看護Ⅱ 14単位

ハ 夜間勤務等看護Ⅲ 14単位

ニ 夜間勤務等看護Ⅳ 7単位

6 (1)から(6)までについて、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

7 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、算定しない。

※ 別に厚生労働大臣が定める利用者の内容は次のとおり。

指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注8、ロ(1)から(5)までの注8、ハ(1)から(3)までの注7、ニ(1)から(4)までの注4及びホ(1)から(7)までの注7の厚生労

働大臣が定める利用者

利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準第百四十一条に規定する指定短期入所療養介護をいう。）を受けることが必要と認めた利用者

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、(1)から(6)までについては1日につき120単位を、(7)については1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、算定しない。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

通所介護費、通所リハビリテーション費、短期入所生活介護費、短期入所療養介護費（老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下「認知症病棟」という。）を有する病院における短期入所療養介護費を除く。）
、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、看護小規模多機能型居宅介護費、介護予防通所リハビリテーション費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防短期入所療養介護費（認知症病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費を除く。）
、介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費及び介護予防認知症対応型共同生活介護費における若年性認知症利用者受入加算の基準

受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令第二条第六号に規定する初老期における認知症によって要介護者又は要支援者となった者をいう。）ごとに個別の担当者を定めていること。

9 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

10 次のいずれかに該当する者に対して、Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)、Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくはⅠ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)、Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)、Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)若しくはⅡ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)又はⅠ型特別介護医療院短期入所療養介護費若しくはⅡ型特別介護医療院短期入所療養介護費を支給する場合は、それぞれⅠ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)のⅠ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)、Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)のⅠ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)若しくはⅠ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)のⅠ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)、Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)のⅡ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)、Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅱ)のⅡ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)若しくはⅡ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅲ)のⅡ型介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)又はⅠ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)若しくはⅡ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ⅱ)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況

に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

従来型個室を利用する者に対する指定短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の療養室（介護老人保健施設基準第三条第二項第一号に掲げる療養室をいう。）又は介護医療院である指定短期入所療養介護事業所の療養室（介護医療院基準第五条第二項第一号に掲げる療養室をいう。）における利用者一人当たりの面積が、八・〇平方メートル以下であること。

ロ～ニ （略）

11 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注5の規定による届出に相当する介護医療院サービス（介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院サービスをいう。）に係る届出があったときは、注1及び注5の規定による届出があったものとみなす。

12 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、介護医療院における短期入所療養介護費は、算定しない。

13 ホ(3)又は(6)を算定している介護医療院である指定短期入所療養介護事業所については、(12)は算定しない。

(8) 療養食加算 8単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、所定単位数を加算する

- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
- ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

※ 別に厚生労働大臣が定める療養食の内容は次のとおり。

指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(4)の注、ロ(6)の注、ハ(4)の注、ニ(5)の注及びホ(8)の注の厚生労働大臣が定める療養食

疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

短期入所生活介護費、短期入所療養介護費、地域密着型介護福祉施設サービス、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービス並びに介護予防短期入所生活介護費及び介護予防短期入所療養介護費における療養食加算の基準

通所介護費等算定方法第三号、第四号、第十号、第十二号、第十三号、第十四号（看護職員の員数に対する看護師の配置に係る部分、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準第百四十二条第一項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。）であって医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおけ

る医師の員数に係る部分及び別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）であって医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分を除く。）及び第十五号並びに第十七号及び第十八号（看護職員の員数に対する看護師の配置に係る部分、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所（指定介護予防サービス等基準第百八十七条第一項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所をいう。）であって医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分を除く。第百十八号において読み替えて準用する第四十号において同じ。）に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

(9) 緊急時施設診療費

利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

イ 緊急時治療管理（1日につき） 511単位

注1 利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。

2 同一の利用者について1月に1回、連続する3日を限度として算定する。

ロ 特定治療

注 医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、高齢者の医療の確保に関する法律第57条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療（別に厚生労働大

臣が定めるものを除く。)を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療の内容は次のとおり。
指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(6)(二)の注及びホ(9)ロの注の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

医科診療報酬点数表第二章第七部により点数の算定されるリハビリテーション、同章第九部により点数の算定される処置（同部において医科診療報酬点数表の例によるとされている診療のうち次に掲げるものを含む。）、同章第十部により点数の算定される手術及び同章第十一部により点数の算定される麻酔のうち、次に掲げるものとする。

イ～ホ （略）

(10) 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 認知症専門ケア加算(I) 3単位

(二) 認知症専門ケア加算(II) 4単位

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。
短期入所生活介護費、短期入所療養介護費（認知症病棟を有する病院における短期入所療養介護費を除く。）、特定施設入居者生

活介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス（認知症病棟を有する病院における介護療養施設サービスを除く。）、介護医療院サービス、介護予防短期入所生活介護費、介護予防短期入所療養介護費（認知症病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費を除く。）、介護予防特定施設入居者生活介護費及び介護予防認知症対応型共同生活介護費における認知症専門ケア加算の基準

イ 認知症専門ケア加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（以下「対象者」という。）の占める割合が二分の一以上であること。
- (2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者（短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を提供する場合にあっては、別に厚生労働大臣が定める者を含む。）を、対象者の数が二十人未満である場合にあっては、一以上、当該対象者の数が二十人以上である場合にあっては、一に、当該対象者の数が十九を超えて十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
- (3) 当該事業所又は施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。

ロ 認知症専門ケア加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合す

ること。

- (1) イの基準のいずれにも適合すること。
- (2) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者（短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を提供する場合にあっては、別に厚生労働大臣が定める者を含む。）を一名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
- (3) 当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。

※ 別に厚生労働大臣が定める利用者の内容は次のとおり。

指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(5)の注、ロ(7)の注、ハ(5)の注及びホ(10)の注の厚生労働大臣が定める

日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者

(11) 重度認知症疾患療養体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所において、利用者に対して、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じ、それぞれ1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 重度認知症疾患療養体制加算(1)

(一) <u>要介護 1 又は要介護 2</u>	<u>140単位</u>
(二) <u>要介護 3、要介護 4 又は要介護 5</u>	<u>40単位</u>
(2) <u>重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ)</u>	
(一) <u>要介護 1 又は要介護 2</u>	<u>200単位</u>
(二) <u>要介護 3、要介護 4 又は要介護 5</u>	<u>100単位</u>

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。

指定短期入所療養介護における重度認知症疾患療養体制加算の基準

イ 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ)の基準

- (1) 看護職員の数が、常勤換算方法で、当該介護医療院における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入所者（以下この号において「入所者等」という。）の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、そのうち当該介護医療院における入所者等の数を四をもって除した数（その数が一に満たないときは、一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）から当該介護医療院における入所者等の数を六をもって除した数（その数が一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）を減じた数の範囲内で介護職員とすることができる。
- (2) 当該介護医療院に専任の精神保健福祉士（精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第二条に規定する精神保健福祉士をいう。ロにおいて同じ。）及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がそれぞれ一名以上配置されており、各職種が共同して入所者等に対し介護医療院短期入所療養介護を提供していること。
- (3) 入所者等が全て認知症の者であり、届出を行った日の属する月の前三月において日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の

者の割合が二分の一以上であること。

(4) 近隣の精神科病院（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第十九条の五に規定する精神科病院をいう。以下この(4)及びロにおいて同じ。）と連携し、当該精神科病院が、必要に応じ入所者等を入院（同法に基づくものに限る。ロにおいて同じ。）させる体制が確保され、当該精神科病院に勤務する医師の入所者等に対する診察が週四回以上行われていること。

(5) 届出を行った日の属する月の前3月間において、身体拘束廃止未実施減算を算定していないこと。

ロ 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ)の基準

(1) 看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者等の数が四又はその端数を増すごとに一以上

(2) 当該介護医療院に専ら従事する精神保健福祉士及び作業療法士がそれぞれ一名以上配置されており、各職種が共同して入所者等に対し介護医療院短期入所療養介護を提供していること。

(3) 六十平方メートル以上の床面積を有し、専用の器械及び器具を備えた生活機能回復訓練室を有していること。

(4) 入所者等が全て認知症の者であり、届出を行った日の属する月の前三月において日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから特に介護を必要とする認知症の者の割合が二分の一以上であること。

(5) 近隣の精神科病院と連携し、当該精神科病院が、必要に応じ入所者等を入院させる体制が確保され、当該精神科病院に勤務する医師の入所者等に対する診察が週四回以上行われていること。

(6) 届出を行った日の属する月の前三月間において、身体拘束廃止未実施減算を算定していないこと。

(12) 特別診療費

注 利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

(13) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) サービス提供体制強化加算(I)イ	18単位
(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ	12単位
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6単位
(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

イ サービス提供体制強化加算(I)イ

(1)・(2) (略)

(3) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 指定短期入所療養介護を行う介護医療院の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。

(二) 通所介護費等算定方法第四号ニに規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ロ サービス提供体制強化加算(I)ロ

(1)・(2) (略)

(3) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 指定短期入所療養介護を行う介護医療院の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。

(二) イ(3)(二)に該当するものであること。

ハ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

(1)・(2) (略)

(3) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 指定短期入所療養介護を行う介護医療院の介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。

(二) イ(3)(二)に該当するものであること。

ニ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)

(1)・(2) (略)

(3) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 指定短期入所療養介護を行う介護医療院の介護職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

(二) イ(3)(二)に該当するものであること。

(14) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（四及び五については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に

加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している
場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1)から(13)までにより算定した単
位数の1000分の26に相当する単位数

(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1)から(13)までにより算定した単
位数の1000分の19に相当する単位数

(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1)から(13)までにより算定した単
位数の1000分の10に相当する単位数

(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (三)により算定した単位数の100
分の90に相当する単位数

(五) 介護職員処遇改善加算(V) (三)により算定した単位数の100
分の80に相当する単位数

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算の基準

イ 介護職員処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合
すること。

(1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金
改善」という。）に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法
定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下
同じ。）が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金
改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を
講じていること。

(2) 指定短期入所療養介護事業所において、(1)の賃金改善に関
する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介
護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画
書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事（地方
自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十
九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法
第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」と

いう。)にあっては、指定都市又は中核市の市長。第三十五号及び第六十五号を除き、以下同じ。)に届け出ていること

。

- (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
- (4) 当該指定短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定短期入所療養介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。
- (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (一) 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
 - (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
 - (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保しているこ

と。

(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。

(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

(六) (五)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

(8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ(1)から(6)まで、(7)㈠から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

㈠ 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

㈡ 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての介護職員に周知していること。

(3) 平成二十年十月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するも

のを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

ニ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ホ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

10 特定施設入居者生活介護費

イ 特定施設入居者生活介護費（１日につき）

(1) 要介護 1	<u>534単位</u>
(2) 要介護 2	<u>599単位</u>
(3) 要介護 3	<u>668単位</u>
(4) 要介護 4	<u>732単位</u>
(5) 要介護 5	<u>800単位</u>

ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費（１月につき）

ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費（１日につき）

(1) 要介護 1	<u>534単位</u>
(2) 要介護 2	<u>599単位</u>
(3) 要介護 3	<u>668単位</u>
(4) 要介護 4	<u>732単位</u>
(5) 要介護 5	<u>800単位</u>

注 1・2 （略）

3 ハについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、指定特定施設入居者生活介護を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

10 特定施設入居者生活介護費

イ 特定施設入居者生活介護費（１日につき）

(1) 要介護 1	<u>533単位</u>
(2) 要介護 2	<u>597単位</u>
(3) 要介護 3	<u>666単位</u>
(4) 要介護 4	<u>730単位</u>
(5) 要介護 5	<u>798単位</u>

ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費（１月につき）

ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費（１日につき）

(1) 要介護 1	<u>533単位</u>
(2) 要介護 2	<u>597単位</u>
(3) 要介護 3	<u>666単位</u>
(4) 要介護 4	<u>730単位</u>
(5) 要介護 5	<u>798単位</u>

注 1・2 （略）

3 （略）

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は次のとおり。

短期利用特定施設入居者生活介護費を算定すべき指定特定施設入居者生活介護の施設基準

イ (略)

ロ 指定特定施設（指定居宅サービス等基準第一百七十四条に規定する指定特定施設をいう。以下同じ。）の入居定員の範囲内で、空いている居室等（定員が一人であるものに限る。）を利用するものであること。ただし、短期利用特定施設入居者生活介護費を算定すべき指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この号、次号及び第二十四号において「利用者」という。）の数は、一又は当該指定特定施設の入居定員の百分の十以下であること。

ハ～ホ (略)

4 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

特定施設入居者生活介護費における身体拘束廃止未実施減算の基準

指定居宅サービス等基準第八十三条第五項及び第六項に規定する基準に適合していないこと。

5 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、入居継続支援加算として、1日につき36単位を所定単位数に加算する。ただし、トを算定している場合においては、算定しない。

(新設)

(1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が利用者の100分の15以上であること。

(2) 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。

(3) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号）第5号に規定する基準に該当していないこと

6 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して機能訓練を行った場合は、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

特定施設入居者生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、地域密着型介護福祉施設サービス及び介護福祉施設サービスにおける生活機能向上連携加算の基準

指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又は医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が、当該指定特定施設、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設を訪問し、機能訓練指導員等と共同して、利用者又は入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。

7 イについて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、

4 イについて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又

あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下この号において「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（利用者の数が100を超える指定特定施設にあつては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

8 （略）

9 イ及びハについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、若年性認知症入居者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入居者をいう。）に対して指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、若年性認知症入居者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

特定施設入居者生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費及び介護予防特定施設入居者生活介護費における若年性認知症入居者受入加算の基準

受け入れた若年性認知症入居者ごとに個別の担当者を定めてい

はあん摩マッサージ指圧師（以下この号において「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（利用者の数が100を超える指定特定施設にあつては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

5 （略）

（新設）

ること。

10 (略)

11 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定特定施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、口腔衛生管理体制加算として、1月につき30単位を所定単位数に加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス、介護医療院サービス、介護予防特定施設入居者生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護における口腔衛生管理体制加算の基準

イ 事業所又は施設において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者、入所者又は入院患者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。

ロ 通所介護費等算定方法第五号、第八号、第九号、第十号、第十二号、第十三号、第十四号、第十五号、第十九号及び第二十二号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

12 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定特定施設の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として

6 (略)

(新設)

(新設)

1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

通所介護費、通所リハビリテーション費、特定施設入居者生活介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、看護小規模多機能型居宅介護費、介護予防通所リハビリテーション費、介護予防特定施設入居者生活介護費、介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費、介護予防認知症対応型共同生活介護費における栄養スクリーニング加算の基準

通所介護費等算定方法第一号、第二号、第五号から第九号まで、第十一号、第十六号、第十九号、第二十号から第二十二号までに規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ニ 退院・退所時連携加算

30単位

注 イについて、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から指定特定施設に入居した場合は、入居した日から起算して30日以内の期間については、退院・退所時連携加算として、1日につき所定単位数を加算する。30日を超える病院若しくは診療所への入院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院への入所後に当該指定特定施設に再び入居した場合も、同様とする。

ホ～ト (略)

チ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日まで

(新設)

ニ～ハ (略)

ト 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日まで

の間（(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからトまでにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからトまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからトまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
- (4)・(5) (略)

11 福祉用具貸与費（1月につき）

指定福祉用具貸与事業所（指定居宅サービス基準第194条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。）において、指定福祉用具貸与（指定居宅サービス基準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）とする。ただし、1月当たりの平均貸与件数が100件以上となったことのある福祉用具に係る指定福祉用具貸与については、別に厚生労働大臣が定める福祉用具貸与の基準を満たさない指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。

注 (略)

の間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからヘまでにより算定した単位数の1000分の82に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからヘまでにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからヘまでにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数
- (4)・(5) (略)

11 福祉用具貸与費（1月につき）

指定福祉用具貸与事業所（指定居宅サービス基準第194条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。）において、指定福祉用具貸与（指定居宅サービス基準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）とする。

注 (略)